



270
13



始



大正十一年六月

教育調查會紀要

第一集

和歌山縣教育會編輯部

270-13

緒言

本書は本會事業の一たる、教育調査委員會第一期の概要を、摘録したものである。想ふに該調査會は本會の各種事業中、實に重要な施設の一であつて、大正九年五月初めて規程を定め、賞場委員長以下三十名の委員を囑託し二ヶ年に涉つて毎月例會を開き、議了した案件その數總べて十有六。その内學用品、中小學校連絡、入學準備教育、國勢調査、体育獎勵、活動寫眞、農村娛樂、社會教育、對外競技、口語文の諸問題は、何れも決議事項の全部又は一部分は、その實現を見、又初等教育費節約問題に就いては、その決議書を各町村に配附して、輿論の喚起に努め、婦人問題、學年末褒賞、教科課程整理、殖民教育問題の如きも一般の注意を惹いて、各當事者の好簡參考資料となつた事と信する。之を要するに既往二ヶ年の實績に徴し、當調査會は頗る時代に適應した、有益の施設であり、確に本縣教育界に何物かを與へた事と信するので、今後多少その方法を變へて之を續行し、益々その効果を擧げるやうにしたいと思つて居る。此に本書を印刷するに當り、會員各位に是非本書を御一讀下さる事と、當調査會に關し御氣付の廉は、之を御示下さる事を御願致し、又三十名の調査委員諸君には在職中の御盡瘁に對し、謹て感謝の意を表すると同時に、今後直接間接に御援助下さることを御願する次第である。

大正 11. 8. 7
内交

和歌山縣教育會

大正十一年六月



目次

一、本會の設置	一	一二、第十二回總會	三
一、設置の由來	一	一三、第十三回總會	三
二、規程の制定	二	一四、第十四回總會	三
三、委員の囑託	三	一五、第十五回總會	三
一、調査委員	三	一六、第十六回總會	四
二、部會の所屬	五	一七、第十七回總會	四
二、會議の狀況	七	一八、第十八回總會	四
一、第一回總會	七	一九、第十九回總會	五
二、第二回總會	七	二〇、第二十回總會	五
三、第三回總會	八	二一、第二十一回總會	五
四、第四回總會	八	三、議題と決議	七
五、第五回總會	九	一、議題	七
六、第六回總會	九	二、決議書	九
七、第七回總會	一〇	一、學用品問題	九
八、第八回總會	一〇	二、中小學校連絡問題	三
九、第九回總會	二	三、入學準備教育問題	四
一〇、第十回總會	二	四、國勢調査問題	五
一一、第十一回總會	二	五、体育獎勵問題	五
		六、活動寫真問題	七
		七、農村娛樂問題	九

八、社會教育問題	三三
九、婦人問題	三七
一〇、對外競技問題	四一
一一、口語文問題	四三
一二、學年末褒賞問題	四四
一三、教科課程整理問題	四六
一四、殖民教育問題	五〇
一五、初等教育費節約問題	五一
一六、赤十字兒童團問題	五九
四、調査餘論	六三
一、其一 中北潮岬校長	六三
二、其二 山本三尾校長	六七
三、其三 岡崎日置校長	七三
四、其四 森串本校長	七六
五、其五 堂西田並校長	八〇
六、其六 鳥居田原校長	八三
七、其七 下里小學校	八五



教育調査委員會紀要

第一集

和歌山縣教育會編輯部

一、本會の設置

一、設置の由來

嘗て相良本會長が内務部長の時代に、縣の事業として、市並に市附近の教育家に委員を囑託して、教育問題に關する諮問機關を設けて見たらといふ談が始まつた時、それも結構だが、幸ひ縣教育會に評議員會といふのがあつて、評議員は全部市又は市附近の教育者であるから、寧ろ之を利用した方が、手取り早くてよからうといふ議が起つて、一回その種の會議を開いたことがある。此れが抑も當調査委員會の濫觴をなすものである。

然るに間もなく相良會長が退任せられて、爾來暫く他の事業のために中絶となつた。尤も此の間と雖も、教育上の調査研究を全く廢したといふ譯ではない。特殊の事項、例へば農業教育、又は補習教育等に關して少數の委員を設け、此れが調査研究を囑託し、現に農業教科書や補習讀本の如きは、その結果編纂されて、發刊するに到つたものであるが、更にその範圍を廣め、又委員の數を多くして、廣く教育上各種の問題を調査研究し、その結果は問題の性質に依り、機關雜誌に登載して會員に紹介する外、一般に公表して輿論に訴へたり、又はその筋にも建議して、その實現を促すやうな事もやらう。兎に角今少し權威のある教育調査機關を設けたいといふ趣旨で、大正八年の代議員會に附議し、その協賛を得、同九年度の新事業として、新に當

調査委員會を設置し、爾來之を繼承して、今日に到つた次第である。若し夫れ事の成るは、成るの日に成るに非ざるを想ふならば、當調査會が今日に到るまでの経路に於て、本會理事の隠れたる苦心と努力とは、讀者の夙に諒とする處であらう。

二、規程の制定

當調査委員會規程は大正九年五月の制定で、全文は左の通りである。

教育調査委員會規程

- 第一條 教育調査委員會は和歌山縣教育會長の諮問に應じて教育に關する事項を調査研究し意見を開申す
- 第二條 教育調査委員會は教育に關する事項につき和歌山縣教育會長に建議することを得
- 第三條 教育調査委員會は調査委員長一名副調査委員長一名調査部長三名副調査部長三名及調査委員三十名以内を以て組織す
- 第四條 特に必要と認むるときは臨時調査委員を置き調査研究の事務を囑託す
- 第五條 調査委員臨時調査委員は和歌山縣教育會員中より調査委員長調査部長及副調査部長は調査委員中より和歌山縣教育會長之を囑託し其の任期は二ケ年とす
- 第六條 調査委員長は總會の議長となり其の議決を和歌山縣教育會長に具申す
- 第七條 調査委員長事故あるときは副調査委員長其の職務を代理す
- 第八條 調査部長は都會の議長となり其の議決を調査委員長に申具す
- 第九條 調査部長事故あるときは副調査部長其の職務を代理す
- 第十條 調査委員長副調査委員長調査部長及副調査部長は會議に於て意見を陳述し可否の數に加ふることを得

第九條 會議を分つて總會及都會とす

總會は調査委員全部の集合とし都會は其の部所屬委員の集合とす

- 都會は左の三種に分つ
 - 一、初等教育都會
 - 二、中等教育都會
 - 三、社會教育都會
- 第十條 總會及都會は和歌山縣教育會長之を召集す
- 第十一條 和歌山縣教育會役員は會議に參與し又は意見を陳述し可否の數に加ふることを得
- 第十二條 教育調査委員會に幹事一名を置く
- 第十三條 幹事は和歌山縣教育會主事之に當り會務を掌理す
- 第十四條 調査委員は總て名譽職とす 但郡部在住の委員には旅費實額を支給す
- 第十五條 教育調査委員會に關する細則は別に之を定む

三、委員の囑託

一、調査委員

大正九年五月に規程第五條によつて、左の三十氏に夫々調査委員を囑託した。

和歌山縣師範學校長	萱	塙	今	朝	治
和歌山中學校長	戸	村	定	楠	
和歌山縣立工業學校長	竹	森	良	一	楠
和歌山高等女學校長	園	部			倭

和歌山市立商業學校長
 和歌山實科高等女學校長
 和歌山市高等小學校長
 和歌山市大新尋常小學校長
 和歌山市廣瀬尋常小學校長
 和歌山市新北尋常小學校長
 和歌山市湊南尋常小學校長
 和歌山縣海草郡視學
 和歌山縣學校衛生主事
 實業補習學校教員養成所長
 和歌山縣師範學校教諭
 本縣師範學校附屬小學校主事
 縣立海草中學校長
 那賀郡岩出尋常高等小學校長
 海草郡日方實科高等女學校長
 本縣師範代用附屬小學校主事
 縣立粉河中學校長
 縣立粉河高等女學校長
 和歌山縣那賀郡視學
 那賀郡粉河尋常高等小學校長

四
 阪口直馬
 須藤丑彦
 木村安五郎
 森田勝之助
 前田勝之助
 中野忠次郎
 木野忠次郎
 向井和一郎
 手塚亨二郎
 樋泉重治郎
 宮澤寅雄
 廣瀬實造
 妹尾盛親
 松本隆美
 小松利雄
 岩本隆美
 木村安五郎
 木野忠次郎
 東平四郎
 宮澤寅雄
 戸村定補
 園部盛親
 妹尾盛親

那賀郡立野上農蠶學校長
 那賀郡河北農蠶學校長
 和歌山縣伊都郡視學
 縣立橋本高等女學校長
 伊都郡笠田尋常高等小學校長
 和歌山縣和歌山市視學

谷口重助
 片岡宮重
 宮本宮内
 矢野加壽
 東野平四郎
 川島庄一郎

二、部會
 の所屬
 前記の各委員を規程第九條に基き、更に部會別に擧げると、左の所屬となるのである。

初等教育部委員
 萱場今朝治
 樋原慶治郎
 松浦利雄
 手塚亨二郎
 前田勝之助
 辻本爲造
 片岡重助
 中等教育部委員
 萱場今朝治
 樋泉重治郎
 廣瀬實造
 小林信
 岩本隆美
 木村安五郎
 木野忠次郎
 東平四郎
 宮澤寅雄
 戸村定補
 園部盛親
 妹尾盛親

(計二十名)
 向井和一郎
 辻本宮内
 宮本宮内
 森中尊
 川島庄一郎
 竹森良一
 須藤丑彦
 松原得悟

五

立石 亮 矢野加壽満 片岡重助 六
 谷口 重 手塚亨二郎 廣瀬實造
 辻 巍 木村安五郎 辻本爲造
 東平四郎 川島庄一郎
 社會教育部委員 (二十名)
 戸村定楠 須藤丑彦 竹森良一
 阪口直馬 小林信 園部俊
 妹尾盛親 松屏得悟 立石亮
 矢野加壽満 谷口重 松浦利雄
 岩本隆美 宮本宮内 中尊量
 向井和一郎 前田勝之輔 木野忠二郎
 森財 宮澤寅雄

委員の任期は規程第五條により、二ヶ年であるが、阪口直馬、谷口重、片岡重助の三氏は、何れも中途他府縣へ轉任せられた爲め、その補缺として左の三氏に、頭書の日付で委員を囑託した。

大正九年十二月八日 野上農蠶學校長 米田徳重郎
 同 十年九月十日 和歌山商業學校長 澤三郎
 同 十年十二月七日 和歌山縣社會教育主事 關善雄

而して以上三十氏は、何れも大正十一年六月で、任期満了して、此に當調査委員會の第一期分は、その終りを告げたことになるのである。

二、會議の狀況

第一回

本期間に於て總會を開くこと二十一回、部會又は特別委員會を開くこと二十八回で、提出せられた總數十六の議題は、悉く調査研究を終了せられた。左に總會に於ける狀況の概要を掲げる。

大正九年六月五日開會、萱場戸村竹森阪口前田木野樋泉宮澤園部須藤中向井妹尾松屏立石岩本片岡谷口宮本矢野東の各委員、中村副會長水田久保北谷理事勝田主事出席。

一、學校生徒兒童學用品につき、現時最優等と認むるものを、調査選定すること。

右議題につき討議の結果、特に委員を設け、中等學校と小學校を區別して、調査する事になり、前者を中等教育部に、後者を初等教育部に移して調査を遂げ、其の結果を次會に報告する事にして、當日散會。

第二回

大正九年七月十日開會、出席者萱場戸村園部須藤阪口妹尾立石廣瀬小林手塚宮本木村中森松浦前田木野谷口片岡東辻松屏宮澤樋泉向井の各委員水田久保理事並に勝田主事、先づ前會に於て委員附託となつた

一、學校生徒兒童學用品につき、現時最優良と認むるものを、調査選定すること。

を上程し、小學校の分は樋泉委員より、中等學校の分は戸村委員より、夫々調査報告がありて之を可決し、次に

一、生徒兒童を通して、國勢調査の趣旨を、一般に宣傳せしむるに、適當なる方法如何。

に移り、別記の通り議決。更に次の三議題につき、第一讀會を開き、夫々下記の委員に調査附託となり、當

日散會。

- 一、學校生徒兒童の体育獎勵に資すべき、最適なる方法如何。
- 妹尾宮澤手塚木野前田小林森の各委員。
- 一、中等學校と小學校との連絡を、一層密接ならしむる方法如何。
- 戸村須藤木村中廣瀬の各委員。
- 一、小學校に於て、特に中等學校入學準備教育を施す必要のりや、若しありとせば、之に對する適當なる施設方法如何。
- 園部樋泉向井手塚松浦の各委員

第三回

大正九年九月十八日開會、出席者萱場戸村竹森園部須藤木村前田木野向井中手塚廣瀬宮澤妹尾松浦辻本松原立石辻本宮本矢野東の各委員、中村副會長水田久保北谷理事并に勝田主事、左記議題を上程し

- 一、學校生徒兒童の体育獎勵に資すべき、最適なる方法如何。

妹尾委員よりの報告案につき討議して、別記の通り議決、それで當日散會。

第四回

大正九年十月九日開會、出席者園部戸村竹森木村森前田木野向井手塚樋泉廣瀬宮澤妹尾小林松原辻本片岡谷口矢野川島の各委員、並に久保水田理事勝田主事、左記議題につき

- 一、中等學校と小學校との連絡を、一層密接ならしむる方法如何。

戸村委員よりの報告案を討議に付して、別記の通り議決。次に左記議題に移り

一、小學校に於て、特に中等學校入學準備教育を施す必要ありや、若しありとせば、之に對する適當なる施設方法如何。

につき、園部委員から調査報告があつたが、討議を次回に譲り、引續いて左の二題に關して第一讀會を開き、下記の委員に調査を附託して、當日散會。

一、現在の活動寫眞の利弊に鑑み、その改善利用の方法如何。

戸村園部中前田須藤手塚の各委員。

一、農村に於ける適當なる娛樂の種類方法如何。

向井小林谷口岩本松浦の各委員。

第五回

大正九年十一月二十日開會、出席者萱場戸村園部阪口須藤森中木野向井手塚樋泉宮澤廣瀬小林松原立石辻本東川島の各委員、並に久保理事勝田主事、劈頭

一、現在の活動寫眞の利弊に鑑み、その改善利用の方法如何。

につき、須藤委員より大体の調査報告あつたが、討議を暫く他日に保留して、次の議題に移り

一、小學校に於て、特に中等學校入學準備教育を施す必要ありや、若しありとせば、之に對する適當なる施設方法如何。

につき、園部委員より調査報告ありて、之を討議したが、時間の都合で未了の儘、當日散會。

第六回

大正九年十二月一日開會、萱場片岡戸村園部須藤木村前田中木野手塚樋泉宮澤妹尾小林松原辻本東の各委員

、並に勝田主事、前回に引續き

一、小學校に於て、特に中等學校入學準備教育を施す必要ありや、若しありとせば、之に對する適當なる施設方法如何。

に就いて討議、別記の通り議決した。次に

一、農村に於ける、適當なる娛樂の種類方法如何。

に移り、小林委員より調査報告あり、之を議題に供して 一、緒論 二、娛樂の種類 を議定し 三、實施方法 以下は次回に譲つて、當日散會。

第七回

大正十年一月二十一日開會、出席者萱場片岡戸村竹森園部阪口須藤森前田中木野樋泉廣瀬宮澤妹尾松浦辻小林松原立石辻本米田矢野東川島の各委員、并に竹井會長中村副會長久保北谷兩理事勝田主事で、縣の諮問に係る。

一、學校を中心としたる社會教育につき、その會の意見を問ふ。

を上程し、各自意見發表の後、本題は社會教育部會に移し、その調査案の報告を待つて討議する事にし、次に會長の希望に基き、當調査委員會に關して、各委員から夫々感想を述べられ、右終つて當日散會。

第八回

大正十年二月十二日開會、出席者園部萱場戸村阪口須藤木村森前田中樋泉辻廣瀬小林松原立石辻本宮本東妹尾の各委員、並に北谷理事勝田主事、縣の諮問案

一、學校を中心としたる社會教育につき、其の會の意見を問ふ。

につき、須藤委員より調査報告あり、討議の結果別記の如く議決。次に第六回例會に於て、議決未了となつた

一、農村に於ける、適當なる娛樂及び其の方法如何。

を附議し、一二の修正を加へて、別記の通り議決、此くて當日散會。

第九回

大正十年三月十二日開會、出席者園部立石東宮本辻本矢野須藤辻片岡前田向井廣瀬の各委員、久保水田理事並に勝田主事、第五回の例會に於て保留になつた

一、現在の活動寫眞の利弊に鑑み、その改善利用の方法如何。

につき、須藤委員より改めて詳細なる調査報告あり、討議の後別記の如く議決して、當日散會。

第十回

大正十年四月九日、出席者萱場宮澤中木村木野廣瀬樋泉米田岩本東の各委員、並に勝田主事であつたが、委員定數に達せないので、流會となつた。

第十一回

大正十年五月十四日開會、出席者園部片岡須藤木村森前田中向井手塚樋泉宮澤妹尾辻小林松原立石本米田宮本東の各委員、並に水田久保理事勝田主事、左記四議題につき、順次左の第一讀會を開いて、下記の如く夫々委員附託となり、當日閉會。

一、現時高唱せられつゝある婦人問題に關し、女子教育上、特に注意すべき諸点如何。

松原須藤樋泉向井小林東の各委員。

- 一、現時各校間に行はれつゝある、對外競技には弊害なきか、若しありとすれば、之を救済する方法如何。
- 川島手塚宮澤妹尾辻戸村辻本の各委員
- 一、口語文の使用を以て、適當と認むる範圍、並に之を普及せしむる方法如何。
- 廣瀬森矢野宮本小林前田木村の各委員
- 一、縣下各學校に於ける學年末褒賞の利弊、並に之に對する助長救済の方法如何。
- 手塚中木野松浦岩本米田立石の各委員

一一一

第十一回

大正十年六月十五日開會、出席者松原戸村宮澤樋泉廣瀬木野辻本東辻妹尾立石松浦米田須藤木村の各委員並に勝田主事、前會に於て委員附託となつた

- 一、口語文の使用を以て、適當と認むる範圍、並に之を普及せしむる方法如何。
- につき、廣瀬委員より調査報告あり、討議の結果別記の通り議決。次に同じく委員附託の
- 一、現時各學校間に行はれつゝある、對外競技には弊害なきか、若しありとせば、之を救済する方法如何。
- につき、戸村委員より調査報告あつたが、時間の都合で、討議を次回に譲りて、當日散解。

第十三回

大正十年七月九日開會、出席者園部須藤戸村立石妹尾松原辻東辻本中森前田木野宮澤向井木村の各委員、並に水田理事勝田主事、曩に委員附託になつた

- 一、現時高唱せられつゝある婦人問題に關し、女子教育上、特に注意すへき諸点如何。
- につき、園部委員より調査報告ありて、討議に移つたが、一部再調査の動議が成立して、議決を次會に譲り、次に左の二題につき、第一讀會を開き、前者は之を初等教育部委員に、後者は下記の委員に、夫々調査を附記して、當日閉會。
- 一、小學校教科課程中、整理すへき事項なきか、若しあらば、その事項並に方法如何。
 - 一、縣下中等學校並に小學校に於て、殖民教育上特に注意すへき諸点如何。
- 戸村妹尾木村辻向井米田宮澤の各委員

第十四回

大正十年九月二十日開會、出席者萱場辻本松浦木野辻木村松原妹尾戸村園部樋泉矢野川島廣瀬宮澤米田森東澤中前田向井須藤片岡の各委員、並に久保北谷理事勝田主事、前回に引續き

- 一、現時高唱せられつゝある婦人問題に關し、女子教育上、特に注意すへき諸点如何。
- につき、園部委員より再調査の報告あり、全部に涉つて討議の結果、別記の如く議決して、當日閉會。

第十五回

大正十年十月二十四日開會、出席者萱場須藤木村前田中木野手塚宮澤廣瀬宮本妹尾小林辻樋泉米田松原立石辻本松浦の各委員、並に久保理事勝田主事、曩に委員附託になつた

- 一、縣下各學校に於ける學年末褒賞の利弊、并に之に對する、助長救済の方法如何。
- を上程して、木野委員よりの報告案を附議したが、授賞の利害に關し、議論區々に涉つて、容易に一致点を見出し難く、更に木野中立石松浦宮澤辻須藤の各委員に、再調査を委託して、當日閉會。

一一三

第十六回

一四

大正十年十月二十九日開會、出席者萱場木村森前田中木野手塚川島宮澤向井小林妹尾辻樋泉米田辻本松浦の各委員、並に水田理事勝田主事、當日唯一の議題たる

一、教育の効果を減殺せざる範圍に於て、本縣の初等教育費を節約する餘地ありや、若しありとせば、その方法如何。

につき、討議の結果別記の如く決議し、その詳細な理由書の立案は、之を勝田主事及び萱場樋泉森前田の各委員に委託して、當日閉會。

第十七回

大正十年十一月十九日開會、出席者園部妹尾立石辻本岩本松浦宮澤小林木野中川島森廣瀨米田の各委員並に水田理事。先づ勝田主事外四名の委員に於て立案した「初等教育費節約餘地有無問題」に關する決議理由書を上程して原案可決。次に左記議案の第一讀會に移り、大体意見の發表後、之を下記の委員に調査を附託して、當日閉會。

一、本縣小學校兒童をして、日本赤十字社兒童團を組織せしむるの可否、若し可とせば、その方法如何。

須藤川島小林廣瀨中前田の各委員。

第十八回

大正十年十二月十日開會、出席者園部戸村須藤木村森前田中木野手塚川島宮澤廣瀨向井宮本妹尾小林辻樋泉米田松浦辻本の各委員、並に水田久保理理事勝田主事、前回に於て委員附託となつた

一、本縣小學校兒童をして、日本赤十字社兒童團を組織せしむるの可否、若し可とせば、其の方法如何。につき、須藤委員から調査報告あり、討議の結果別記の如く議決。次に第十二回例會に於て、時間の都合上延期せられた、左記議案につき、討議をなし

一、現時各學校に行はれつゝある、對外競技には弊害なきが、若しありとすれば、之を救済する方法如何。別記の如く議決、此くて當日閉會。

第十九回

大正十一年一月十七日開會、出席者萱場戸村園部須藤木村森前田木野向井手塚宮澤川島樋泉妹尾辻小林松浦立石松浦辻本米田宮本矢野東の各委員、並に水田久保北谷理事勝田主事、曩に委員附託となつた

一、小學校教科課程中、整理すべき事項なきか、若しあらば、その事項並に方法如何。

につき、木野委員より調査報告あり、討議の結果別記の通り議決、當日此にて閉會。

第二十回

大正十一年二月十五日開會、出席者萱場園部戸村妹尾松浦米田辻本木野辻立石松浦樋泉宮澤小林澤前田廣瀨向井中須藤の各委員、並に北谷理事勝田主事、第十五回例會に於て再調査となつた

一、縣下各學校に於ける學年末褒賞の利弊、並に之に對する、助長救済の方法如何。

を上程して、須藤委員の調査報告後、討議に入り、別記の如く議決して、當日閉會。

第二十一回

大正十一年六月六日開會、出席者萱場戸村須藤手塚澤廣瀨東中前田木野辻本樋泉辻米田立石關谷森宮本松浦

一五

の各委員、並に勝田主事曩に調査附託となつた

一、縣下の中等學校並に小學校に於て、殖民教育上特に注意すべき諸点如何。
につき、戸村委員より調査報告あり、討議の結果別記の通り議決をなし、此れで各委員は何れも任期満了となつたから、萱場委員長並に木野副會長から夫々挨拶があつて、二箇年に涉つた第一期の教育調査會は、これで一先づその終りを告げることになつた。

三、議題と決議

本期間に於て附議した議題は、その數總べて十六で、此の中には縣の諮問に係るものがあり、本會の提案に依るものがあり、又は委員の發案に基くものもある。議事の形式は最初總會で大体の討議をなし、これが済むと部會又は少數の特別委員に調査を附託して、次回にその報告案につき、多くは逐條審議の方法を採つて討議をなし、若し意見が區々に涉つて、一致せない時は、一々比較多數により、採決して行く。先づ大体彼様な方法に依つたものである。此の如くにして議了した成案は、穩健中正なれども悪くいふと、動もすれば平凡月並になり易いのは、自ら免れ難い處で、寧ろ貴重な價値は、その過程に存するのであるが、今一々之を詳述するのはその煩に堪へず、又到底紙數の許さぬ所である。依て已むを得ず此には唯議題とその決議事項とを、紹介するだけに止めて、一切の過程は全部、之を省略することにした。此れは當調査會にとつて、甚だ遺憾に堪へぬ所で、此の苦衷は十分讀者の諒察を願ひたいのである。

一、議題

第一號

學校生徒兒童學用品（學科練習帳圖書用紙用具鉛筆毛筆）につき、現時最優良と認むるものを、調査選定すること。

第二號

中等學校と小學校との連絡（入學試験及教育法研究上）を一層密接ならしむる方法如何。

第三號

小學校に於て、特に中等學校入學準備教育を施す必要ありや、若しありとすれば、之に對する適當なる施

設方法如何。

第四號

生徒児童を通して、國勢調査の趣旨を一般に宣傳せしむる、適當なる方法如何。

第五號

學校生徒児童の体育獎勵に資すへき、最適なる方法如何。

第六號

現在活動寫眞の利弊に鑑み、其の改善利用の方法如何。

第七號

農村に於ける適當なる娛樂の種類方法如何。

第八號

學校を中心としたる社會教育につき、其の會の意見を問ふ（本縣知事諮問）

第九號

現時高唱されつゝある婦人問題に關し、女子教育上特に注意すへき諸点如何。

第十號

現時各學校間に行はれつゝある對外競技には弊害なきか、若しありとすれば、之を救済する方法如何。

第十一號

口語文の使用を以て適當と認むる範圍並に之を普及せしむる方法如何。

第十三號

縣下各學校に於ける學年末褒賞の利弊、並に之に對する助長救済の方法如何。

第十三號

小學校教科課程中整理すへき事項なきか、若しあらば其の事項、並に方法如何。

第十四號

縣下中等學校並に小學校に於て、殖民教育上特に注意すべき諸点如何。

第十五號

教育の効果を減殺せざる範圍に於て、本縣の初等教育費を節約する餘地ありや、若しありとせば其の方法如何。

第十六號

本縣小學校児童をして、日本赤十字社兒童團を組織せしむるの可否、若し可とせば其の方法如何。

二、決議書

一、學校生徒児童學用品（學科練習帳圖書用紙用具鉛筆毛筆）に

つき現時最優等と認むるものを調査選定すること

決議書

一、小學校兒童用雜記帳

現時坊間の販賣品に優良と認むるものなく、依て雜記帳は形式内容を左の通り選定し、その價格は近く營業者より見積書を徴して、之を選定せんとす。

- 一、讀方練習帳
 - 一、形式(表紙及び紙數) 一年用(コクゴチャウ) 八〇頁綴 二年用(こくこちやう) 八〇頁綴 三
 - 四、四年用(國語帳) 八〇頁綴 五年以上用(表題記載せず) 一一〇頁綴
- 二、内容 一年用 附録第三號 二年用 同第四號 三、四、五年用 同第五號 五年以上用 同第六號

二、算術練習帳

- 一、形式 一年用(サンジュツチャウ) 八〇頁綴 二年用(さんじゆつちやう) 同上 三年以上用(算術帳) 一一〇頁綴
- 二、内容 一年用 附録第七號 二年用 同第八號 三年以上用 同第九號
- 三、綴方帳
 - 一、形式 一、二、三年用(ツヅリカタチャウ) 四〇頁綴 三年用(用紙のみとし之を綴らす)
 - 二、内容 一、二、三年用 附録第十號 三、四、五年用 同第十一號 五年以上用 同第十二號
- 四、圖書帳
 - 一、形式 一、二、三年用(ツグワチャウ) 二、二、三枚綴
 - 二、内容 一、二、三年用 附録第十三號
- 五、唱歌帳
 - 一、形式 唱歌帳(略譜用) 唱歌帳(本譜用)
 - 二、内容 本譜用 附録第十四號 略譜用 同第十五號

二、小學校兒童用筆墨繪具類

一、用墨(以下實物添付)

- 一、甲種 一、二、三年用 奈良市中島玄林堂製【平和】金拾錢 三、四、五年用 同上金十五錢 五年以上用 同上金二十錢
- 二、乙種 一、二、三年用 奈良市古梅園製【みのにしき】金十錢 三、四、五年用 同上金十五錢 五年以上用 同上金二十錢
- 三、選定理由 價安くして、品質割合に良し。

筆

二、用

- 一、幼學年用 現附屬小學校選定用筆(五六) 金七錢
- 二、高學年用 和歌山市阪口製【高貴】金拾錢
- 三、細筆 現附屬小學校選定第五號金四錢五厘 同上赤軸白毛のもの金七錢五厘
- 四、染筆 現附屬小學校選定品金四錢
- 五、選定理由 一、幼學年用 従來下學年は、比較的粗悪なるものを用ひしめたるも、却つて不經濟につき、稍價高きも、品質の好きものを選定せり 二、高學年 筆の整理保管につき、一通りの習熟を得たる時なれば、本品の如きものを、使用せしむるを可と認む。但し捌筆にては、相當に使ひ慣らすまでに、多少の面倒あるを以て、初より穂を堅めたるものを、使用せしむるを可と認め、本品を選定したり
- 三、細筆染筆 價安くして、品質比較的好し。

三、色鉛筆

- 一、甲種 日本鉛筆製造株式會社製【日本一、六色色鉛筆】金二十七錢
- 二、乙種 日本鉛筆株式會社(コマ印色鉛筆) 金十八錢
- 三、選定理由 日本一六色色鉛筆はその質善良にして、特に黃紫の両色に於て、格別の美点あり。コマ印六

色鉛筆は色普通なれども、價格に比して品質優良なりと認む。

1111

四、繪具

- 一、甲種 奈良市精文堂水彩繪具製作所製太陽印ベストペイントB號八色容器紙製金二十一錢
- 二、乙種 同上容器陶器製金二十五錢
- 三、丙種 高學年用上製三色搾出繪具同所製金二十五錢
- 四、選定理由 何れも價安くして、色鮮明なり。

五、鉛筆

- 一、甲種 日本鉛筆製造株式會社製【日本一】一號筆記用金一錢五厘
- 二、乙種 同上三號圖畫用金二錢
- 三、丙種 同上六角鉛筆筆記用金二錢
- 四、選定理由 價廉にして、品質良し。

三、用紙

紙

用紙は一定不變の品を得難きを以て選定せず。
以上

二、中等學校と小學校との連絡を一層密接ならしむる方法如何

一、小學校と師範學校との連絡

- 一、師範學校長附屬小學校主事、其他の職員の旅費を増加して、小學校の視察を遺憾ならしむること。

二、附屬小學校と一般小學校との連絡を、一層密ならしむること。

二、小學校と中等學校との連絡

- 一、兩校を視察し得らるるが如き視學員を置き、又は小學校中等學校別々の視學員を設け、兩員協同して連絡を圖ること。
- 二、兩校とも研究會等開催の時は、互に他校の職員を招待すること。
- 三、兩校相互に連絡協議會を開くこと。
- 四、中等學校に於ては入學試験の成績を發表し、又は批評して小學校の參考に資すること。
- 五、兩校職員は互に學校の視察を行ひ、教授訓練管理の實況を知り合ふこと。
- 六、中等學校の下學生は、可成小學校教育に經驗あるか、又は之に通曉したる教員をして、擔任せしむること。
- 七、中等學校の父兄會には、關係小學校にも案内すること。
- 八、中等學校に設備せる器械標本備品實驗室教室運動場等は、小學校職員のために、可成開放して使用せしめ、又之に關する説明等をなすこと。
- 九、以上の目的を達するため、中等學校及小學校に於ける旅費、並に其他の經費を増額すること。

三、中等學校の入學試験に就て

- 一、兩校長並に試験學科擔任教師と、小學校教師(第六學年擔任を主とす)とは、本件に關しよく連絡を圖ること。
- 二、兩校職員は小學校兒童(殊に尋常五年より入學せんとする者)の過度の受験準備は、兒童心身の發育に害あることを、種々の方法を以て父兄に説明し、其の諒解に努むること。

1111

四、其の他に就いて

一、両校職員間の聯絡を密ならしむるため、現在の教育會館を、俱樂部的に利用するの道を講ずること。

三、小學校に於て特に中等學校入學準備教育を施す必要ありや若しありとすれば之に對する適當なる施設如何

決議書

準備教育は理論に於て必要なきも、今日の實際に徴して、己むを得ざるものと認む。但しその弊害を除去するに關しては、未だ適當なる施設方法を見出し難し。

理由書

- 一、抽籤法はその方法に非常なる困難を惹起する虞あるのみならず、實際學力技能の優秀なる者を、不合格となさしむる事ある故、殆んど問題とならず。
 - 二、試験科目の増加説は、益々準備教育の範圍を擴大し、兒童の負擔を増すを以て取らず。
 - 三、準備教育の時期は長きに涉るよりも、短き方を可とす。
 - 四、兒童に對して時々身体検査を行ひ、以て其の適否を警告せば、如何との説あるも、各學校共校醫をして、一々之を行はしむるが如きは、到底言ふべくして、實行出來難き事と認む。
- 之を要するに今日の準備教育は、之を實際の事情に徴して、到底避くべからざる事柄と認め、又之に對する救済策に就ては、遺憾ながら妙案を見出し難し。

但し試験科目は多きに涉るよりも少きを可とし、又準備兒童に對しては、時々身体検査を行ひ、適當の注意を與ふるを可とし、猶ほ現今一部論者の間に唱導せられつゝある、心理能力の試験方法は、參考の價值ありと認むるを以て、之を研究し、果して合理的ならば、此の方法に依るを可とすべし。

因に心理能力の試験方法に就いては、大正八年八月發行雜誌心理研究第十八卷第二號所載、文學博士田中寬一氏の寄稿に詳なり。

四、生徒兒童を通して國勢調査の趣旨を一般に宣傳せしむるに適當なる方法如何

中等學校にては生徒に國勢調査の趣旨を講話して、豫行實演をなさしめ、小學校も高等科の兒童には、之に準して試行せしむるを可とす。

五、學校生徒兒童の体育獎勵に資すべき最適切なる方法如何

説明書

和歌山縣教育會には、毎年豫算に体育獎勵費（本年は金三百圓）を計上し、又本縣にも体育獎勵のため、朝香宮殿下御下賜に基く、年額百餘圓の經費ありと聞く。本問は此等の經費を以て、その趣旨に副はしむる、最も有効にして適切なる方法を、研究するにあり。

決議書

体育獎勵費は其の一部を従來の通り、小學校中等學校及青年團の各体育競技會に於ける、優勝者表彰用賞牌賞狀費に使用する外、更に大正十年度より、各學校に於て毎年調査する、生徒兒童身体検査の統計に基づき、身体發育の進歩率を比較して、其の成績の優良なるものを、左の方法により、團體及個人につき表彰する事とし、その費途に充用せんとす。

選定方法

- 一、團體的表彰は中等學校乙種實業學校及小學校に、個人的表彰は中等學校にのみ之を行ふこと。
- 二、小學校の表彰は尋常科高等科に別ち、且つ男女別に之を行ふこと。
- 三、團體的表彰は法定の生徒兒童身体検査成績に基づき、其の校實施の体育方法を參酌して、之を選定すること。

四、個人的表彰は左の各號につき調査して、優良なる者若干名を、各校より報告せしめ、此の中より更に調査して選定すること。

- 一、身體發育の狀況。
- 二、疾患の有無。
- 三、學業成績。
- 四、體育努力の狀況。

附記 體育獎勵費其他につき、大要左の如く意見纏りたり。

- 一、朝香宮殿下御下賜金に基く獎勵金は、中等學校個人表彰、及び小學校乙種實業學校團體表彰に充用すること。
- 二、教育會の獎勵費はその半額を従來の通り、小學校、中等學校、乙種實業學校、青年會の体育競技、優勝者表彰用、賞牌賞狀費に充て、他の半額は中等學校の團體的表彰に充ること。

三、現在實施せるリレーレースに依る表彰は、大正十年度より廢止を希望すること。

六、現在活動寫眞の利弊に鑒み其の改善利用の方法如何

人生の實生活には三つの大切なる事實あり。第一は作業、第二は睡眠第三は娛樂なりとす。此の三つの事實を、適當に行ふを理想の生活といふ。而して今や社會問題の一として、此の娛樂機關を研究し、有益のものたらしむるは、最も急務なりと信す。且その娛樂機關たるや、種々ありと雖、最も普及して盛大を極むるものは、活動寫眞なり。此れ本會が本題を提出せられたる所以ならんと信す。今從來各所に興行せる活動寫眞につき、一般的に考察すれば、左記の如き利弊あり。

利 点

- 一、輕便なること。
- 二、經濟的なること。
- 三、活動的にして敏捷なること、即ち變化の多きこと。
- 四、實社會の狀態を知らしむるに便なること。
- 五、寫實的にして知見を廣むる利あること。
- 六、民衆教化上直觀的にして、その効果大なること。
- 七、道德上の教訓を與ふるに、利用の途多きこと。

弊 点

- 一、館の設備に關するもの
 - 一、空氣の流通不良なること。
 - 二、男女その席を混同すること。
 - 二、フィルムに關するもの
 - 一、歐米にて撮影したるもの多きを以て、我が國情に適せざるものあること。
 - 二、悪事をなすの巧妙なる方法を教ふるが如きものあること。
 - 三、慘酷に過ぐるものあること。
 - 四、男女間の風紀を亂すが如きものあること。
 - 五、西洋ものの中には、忠孝貞節の意味あるもの少きこと。
 - 六、フィルムの鮮明を欠き、動搖多きため、視力を害するものあること。
 - 七、フィルムの内容低級、又は不合理のものあること。
 - 三、辯士に關するもの
 - 一、辯士には低級の人物ありて、民衆教化等を眼中に置かざるものあること。
 - 二、説明は殊更に野卑猥褻なる言を弄するものあること。
 - 四、其他に關するもの
 - 一、フィルムを展開する時間長きものは、視覺上に悪影響を及ぼすこと。
 - 二、兒童の精神を過勞せしむること。
- 從來の活動寫真につき見聞せし利弊は、大要以上の如きものなり。然るに數月以前より調査委員は數回に涉り、當市に興行せる紀國座及電氣館に於て、實地調査せし所に依れば、今や當業者の注意と、警察官監督の嚴重なる結果、館の設備を始め總ての點に於て、大に改善を加へ、その弊とする所は殆んど之を認めず、寧ろ利とする所、頗る多きを感ずるに至れり。

之を要するに今日の興行主は勿論、辯士の如きも射利一片の者に非ず。相當の利益を收得すると同時に、社會教化の爲に、盡さんとする念慮を有するものたるを認めたり。以上の諸点を綜合して考察するに、當市に於ける今日の活動寫真は、民衆娛樂として弊害の少きもの、寧ろ有益なるものなりと認む。故に學校教育及社會教育の任に當る者は、當業者と聯絡を通して、常にその改善に努め、尙ほ學校の生徒及兒童等は相當監督の下に、觀覽せしむるは差支なきものと信ず。但し郡部に於ては、その事情を異にする處あるを以て、夫々その地方に於て調査攻究せられんことを望む。

附 記

活動寫真の改善利用に關し、尙監督官廳に向つて、左記各項につき、本會の希望を述べられむことを望む。

- 一、辯士に相當の人物を採用すべき旨、嚴に當業者に注意を與へらるゝこと。
- 二、成るべく教化上有益のフィルムを映寫すべき旨、常に當業者に注意を與へ、尙其の筋に於てもフィルム檢閲の際、此の點に意を用ひらるゝやうせられたきこと。
- 三、活動寫真の改善利用上、その方法を研究するため、相當の機關を設けられたきこと。

七、農村に於ける適當なる娛樂の種類如何

一、緒 論

娛樂要求の主体を青年壯年男女等に區分せず、又山間地方海岸地方等の別を立てず、一般に共通するものを

選擇する事とし、猶は在學中の者に對しては、學校當事者より、適當なる娛樂の指導を受くるものと認め、全然本調査より省く事とし、又娛樂の種類中に、娛樂を副次的とするものをも包含せしめ、此くして其の種類を、左の如く採定したり。

二、娛樂の種類

- 一、見學を主とするもの
 - 一、神社佛閣の參拜（殊に伊勢參宮の如きは、最も有意義と認め、一般の實施を望む）
 - 二、視察旅行（特に工場優良町村等）
- 二、鍛練のもの
 - 遠足、登山、試膽會、水泳、天幕旅行。
- 三、競争のもの
 - 角力、武術、力競、庭球、競走、競漕、射的。
- 四、啓發的のもの
 - 讀書。討論演說、和歌俳句會等、各種品評會。
- 附記 小學校に開催する學藝會運動會は、一面村民に對する、啓發的娛樂の有効なるものなり。學校當事者に於て、特別の配慮を望む。
- 五、地方年中行事のもの
 - 盆踊、地方祭禮、三大節五節句等、講（伊勢講、庚申講、戎講、日待講等）
- 六、藝術的のもの
 - 講談、落語、浪花節、尺八、琵琶、琴、三味線、バキオリン等、樂隊、義太夫、謠曲、詩吟、劍舞。

七、其他

圍碁、將棋、活動寫真、蓄音機、加留太會、漁獵。

三、實施の方法

- 一、屋内 青年會場寺院神社廳舍學校講堂（公會堂代用として）
- 二、屋外 校庭神社佛閣の境内。
- 二、設備
 - 各町村にはその娛樂に必要な相當の器具を設備すべし、其の種類左の如し。
 - 擊劍道具、ラケット、ネット、テニスコート、文庫、蓄音機、活動寫真機（都市又數町村聯合して）碁盤、將棋盤、加留太、樂隊用樂器、土俵場、天幕。
- 三、經費

以上設備に要する經費は、寄附金により支辨し、又は市町村若くは他の各種團體の負擔とす。

四、開催方法

- 一、各市町村又は團體に於ては季節に應じ、娛樂の種類を按排すべし。
- 二、各市町村又は團體に於ては、その地方の地理的條件を顧慮して、適當なるものを選択すべし。且實施に當りては、その地方從來の良風維持に努むべし。
- 三、娛樂の中心は青年子女にあるは勿論なるも、其の他の者も努めて之に参加するやう、獎勵するを要す。
- 四、各種の娛樂は成るべく地方年中行事に結付け、神社中心の形式に依る、美風の存續に努むべし。
- 五、各種の娛樂は成るべく之を公開して、相共に享樂する方を講すべし。

六、盆踊は従來の方法を改善すべし。

五、開催の條件

- 一、休日は成るべく町村を單位として一定すること。
- 二、學校寺院及び神社の開放を求むること。
- 三、孤獨的弊風を一掃して、共同的享樂の氣風を助長せしむること。
- 四、有産者をして奢侈的遊興を慎み、奉仕的に市町村民全般の享樂に、盡さしむる氣風を振興すること。
- 五、競技に伴ふ悪弊を矯正し、武士的氣風の助長に努むること。

附記 本調査委員は右の調査を進むるに當り、特に左記の二項を縣當局に請願するの必要を認むる故に、

- 一、青年會場公會堂、又は之に仮用し得べき學校講堂等の建設を獎勵せられたし。
- 二、盆踊の復興を認められたし。

八、學校を中心としたる社會教育につき其會の意見を問ふ（知事諮問）

説明書

社會教育の事業は其の目的及範圍頗る廣汎なれども、之が振興上最も重大なる責務を有し、實施上有利なる地位にあるものは、中等學校小學校及補習學校等なりとす。縣に於ては近く社會教育要目を發布し、斯教育の振興を促さんとす。依て其の参考に供したく、本縣の實情に照し、學校を中心として行ひ得べき、社會教育の目的種類方法につき、その會に於ける教育調査會の議に付し、意見を纏め、答申相成たし。

答申書

御諮問に對し別紙答申候也

別記

- 一、設備の上より
 - 一、民衆の修養体育交誼及娛樂等のため、學校教育の目的に違反せざる限り、校地校舍校具を開放すること。
 - 二、児童生徒の文庫を公開すること。
 - 二、教員の上より
 - 一、一般民衆を対象としたる講習會講演會、又は青年子女のためにする補習教育には、進でその任に當ること。
 - 二、進んで特別なる青年少年男女の善導に努むること。
 - 三、教員はその任所又はその住所に於ける、各種會團の幹部となり、若くは之と連絡を保ち、地方民風作興の中心に當ること。
 - 四、教員は社會教育のため、努めて新聞雜誌等とその意見を發見すること。
 - 三、一般教育施設の上より
 - 一、児童生徒を通して、社會教育の普及に努むること。
 - 二、一般民衆を対象として、講習會講演會を開くこと。
 - 三、青年子女のために、補習教育を行ふこと。
 - 四、揭示場の設備により、又は印刷物の配付により、社會教化に努むること。
 - 五、父兄同窓會等を通して、社會教育的施設をなすこと。
 - 六、成るべく生徒の實習を公開して、當業者の指導をなすこと。

- 七、生産品評會を開くこと。
- 八、從來の展覽會施設に、一層積極的教化の意義を加ふること。
- 九、職工徒弟その他被傭者の修養、並に慰勞の會合を作ること。
- 一〇、學校は努めて幼児哺育子女の教養、虛弱兒童の保護、青年の指導、職業の選擇周旋、その他身上に關する一般事件の、相談に應ずること。
- 一一、學校に於ける音樂會學藝會運動會等には、民衆の來會を勧誘すること。
- 一二、學校の儀式には差支なき限り一般民衆を參加せしむること。

編者曰 調査會の決議に非ざるも、本題に關聯して小林委員より提出せられたる左記『小學校を中心とする社會教育』は精細にして有益なる調査と認むるを以て、此に採録して、參考に供する事とせり。

小學校を中心とせる社會教育

教育調査會委員 小林 信

- 一、小學校をして社會教育の中心たらしむる理由
 - 一、小學校教育は國民教化の基礎。
 - 二、小學校教育の徹底完成のための社會教育
 - 一、入學前の教育的環境をつくる。
 - 二、小學校教育中の教育的環境をつくる。
 - 三、小學校卒業後の環境の開拓。

- 三、國民教育者の自覺の發露たる社會教育
- 二、社會教育の目的。
 - 聖旨の徹底、大國民の養成、國力（知力徳力体力富力）の養成。
 - 第一義（積極的）
 - 一、知徳の修養（國家觀念の培養、思想の善導、常識の養成）
 - 改善 四、家庭の改良 五、町村自治の改善 六、産業の改善 七、經濟施設の改善 八、娛樂の改善。
 - 二、體育の向上 三、生活の改善
 - 二、部活の改善 二、學童の保護 三、幼兒の保護 四、貧民の救濟 五、失業者の救濟。
 - 第二義（消極的）
 - 一、部落の改善 二、學童の保護 三、幼兒の保護 四、貧民の救濟 五、失業者の救濟。
 - 三、主なる社會教育機關
 - 一、學校が中心となつて行ふ機關——青年會、處女會
 - 二、他と共力して行ふ機關——戸主會、主婦會、在郷軍人會。
 - 四、各種機關の目的
 - 一、青年會 知徳修養 體育向上 娛樂改善 産業改善 生活改善 經濟施設改善
 - 二、處女會 知徳修養 體育向上 娛樂改善 家庭改善 生活改善
 - 三、戸主會 知徳修養 産業改善 經濟施設改善 町村自治改善 生活改善 救濟事業。
 - 四、主婦會 知徳修養 家庭改善 生活改善 救濟事業。
 - 五、軍人會 知徳修養 體育向上 娛樂改善 産業改善 家庭改善 生活改善 救濟事業。
 - 五、社會教育の方法

一、社會教育者の用意。

一、學校教師の自覺と修養 國民教育者たるの自覺 經世眼の養成 時代思潮の理解と批判力の修養 青年男女及群衆心理の体得 町村状態の了得 常識の修養。

二、社會教育當路者の結束、治政者 宗教家 篤志家及町村内諸團體 首腦者と異体同心——純真なる大我のもとに結合。

二、社會教育の要諦

一、指導者の人格と熱誠、示範と暗示。

二、指導者の結束と理想の確立及手段の考究。

三、教育方法の三部面（耳よりする教育、目よりする教育、筋肉よりする教育）の適用の妙。

四、波及的に……第一人より……家庭より社會へ。

五、易より難に 六、心理に投合して機微を衝く 七、實行、可成自覺の上に 八、實行

は一事貫行を本体とす 九、短所の矯正には長所を利用 一〇、惡風は其の根元を衝く

一一、社會二面の觀察をなし相關の理を應用す 一二、幹部の教育をなす 一三、幹部後繼者の用意 一四、内より出でて機關をつくり形あるものは常にその根本主旨に歸る 一五、功を

急ぐべからず。

三、社會教育方法の實際

一、學校の開放 校務上差支なき限り各種機關の會合にその便宜を計ること 式日に參列せしむること 標本室、理科室、運動場、圖書室、農園等の開放 學藝會、展覽會、音樂會、運動會等の開放 補習

學校授業及試作地の開放。

二、講話講習實習等の開催

三、見學旅行に參加せしめ、又は參加して指導をなすこと。

四、社會改良事項その他適切なる事項の宣傳 社會揭示板、印刷物の配布。

五、兒童生徒を通しての社會改良 兒童生徒の口を通して、兒童生徒の訓練を通して。

六、家庭との連絡によるもの 家庭訪問、父兄會、母姊會。

七、教師の各部落散宿。

八、教師の一家も住民として各種會合に加入す。

九、教員住宅を開放して、各種會合に貸與すること。

一〇、青年會處女會の顧問又は役員となること。

一一、成るべく各種の團體會合に關係を有すること。

一二、各種の會合（傳來の地方的會合をも含む）に出席すること。

一三、青年會處女會の幹部教育をなすこと。

一四、町村各部落に青年會場を設け、各種の集會は勿論、冠婚葬祭等に至るまで、之を利用すること。

一五、町村内指導者會を設立し、指導方針方法を協定すること。

一六、娛樂會を開催すること。

九、現時高唱されつゝ、ある婦人問題に關し女子教育上特に注意すべき諸点如何

一、緒 論

本問題に關し、先づ現今の婦人問題は、大体如何なる種類なるか、大略その見當を付けて置かぬと、研究の歩を進めて行くに困るから、審議の上で先づ左の四項とした。

- 一、教育的方面 女子の高等教育、男女共學等の問題。
 - 二、職業的方面 出來得る程度に於て、官公吏その他男子と同一の、職業を求めやうとすること。
 - 三、法律的方面 參政權を得やうとすること。
 - 四、社會的方面 男子と同等の待遇を得、又自由結婚の承認を求めやうとするの類。
- 先づ以上の四項に區別したが、さて一步溯つて、一体今日此等の婦人問題を起すに至つた原因は、何れにあるか、之を探ることが、本問題を議する上に於ても、必要であると信じ、彼此研究の結果、大体左の四原因にあるものと定めた。
- 一、人格の自由平等てふ思想の向上して來たのに由ること。
 - 二、文化の發達に伴ひ、婦人の智能が進歩したのに由ること。
 - 三、婦人生活上の必要から來ること。
 - 四、歐洲戰爭の結果、婦人の價値が一般に認められるやうになつたのに由ること。
- 然らば本問題に立ち歸つて、女子教育上特に注意すべき諸点は、如何といふ事になるが、前に示した婦人問題の内容に立ち入つて、吾々は大体次のやうに、意嚮を決定した。

二、本 論

吾々委員に於ては、婦人問題を左の四項に區別して、その内容につき、大体次のやうに意嚮を決定した。

一、教育的方面に就いて

此の方面に於ては、女子高等教育と女子共學の問題とを以て、その主なるものと認める。

- 一、此處で女子の高等教育といふのは、地方の高等普通の女學校を卒業した後、更に進んで受くる所の高等専門教育を指すのである。此種の教育に關しては、その地方文化の如何により、志望の程度を異にするのは、固より明かな所であるが、先づ大体から通觀して、今日の女子は地方の高等普通教育、即ち高等女學校卒業程度で足るものと認めねばならぬ。尤も家庭の事情と、本人の志望及能力とに依り、是より以上の高等教育を志望する者に對しては、進でその志望を達せしむるを以て、適當と認めることは勿論である。
- 二、男女共學は中等學校程度に於ては、之を不可と認める。理由は之がため、風紀の亂れんことを恐るるからである。然れど高等専門學校以上になると、其の趣を異にして、既に生徒間に責任觀念が發達して居るし、且つ又若しも之を禁するに於ては、女子に對して、特別にその機關を設けねばならぬ事になり、今日我國の經濟狀態に於ては、到底之を許さないから、自然女子をして高等教育を受け難い結果に陥らしめる故に、多少の風紀問題は已むを得ず、之を忍び、規律の嚴正を將來に期して、その共學を認めんとするものである。

二、職業的方面について

職業の種類は官公吏から、商工業に至るまで、中々多種多様であるから、一々之を列記し難いが、現今の經濟狀態に於て、實際生活上の必要から、女子のなし得べき職業は、固より之を認むるのが、正當の事であると信ずる、然かし實際に當つて、此の問題は、職業の種類により、又女子其の者の能不能に依り、極めて複雑で、實行上頗る困難の問題に相違ない。依て吾々は此の際、その大体の意嚮を定めたるに過ぎないのである。

三、法律的方面について

此の方面に於て主なる問題は、選舉權にあるやうである。純理からいふと、婦人でも等しく一定の教育を受け、一定の納税を果たし、又一定の生計を營み、即ち男子のそれと、毫も異ならざる者に對しては、ドウし

ても選舉權を與へないといふ、理由が成り立たない。換言すれば、單に婦人であるからといふ理由で、之に選舉權を與へないといふ、理由を見出し難い。故に早晚之れが權利を認めねばなるまいが、今日直に之を與ふべきや、否やといふことになる、我國の政界が普通選舉の問題についても、猶ほ未だ混沌たる有様である今日、先づ此等が片付いた後、十分に研究の上、之が許否を決すべきものと認めるのである。

四、社會的方面について

此の方面に屬する問題は、多少漠たるを免れないが、婦人の人格を認め、略ぼ男子と同等の待遇を、得んことを求むるにあるやうである。成程我國の狀態を観ると、從來一般に婦人を輕視する風あるが、之れは決して永く繼續すべきものでない。吾々の考では、婦人その者も智能を研き、自己の地位を自覺して、その責任を重んずるやうに、務めねばならぬと同時に、男子も亦舊來の弊風を改善して、相共に共同和合し、以て國運の發達に、努めねばならぬ事と信ずる。

又自由結婚の問題にしても、大體前と同一の趣旨に基き、從來或る一部に行はれるやうな、全く両親の意思で万事決定し、女子の意嚮を毫々眼中に置かないやうなのは、固より今日に處する道でないが、さらばとて全く思慮經驗の共に未熟な青年子女の自由に、放任するのも、是亦危險であるから、よくその中庸を守り、双方協議熟談の上、之を決定せしむるを以て、穩健な道と信ずるのである。

三、結論

今日の婦人問題を先づ以上の四項に分ち、各その内容に立ち入つて、悉くその結論を示したから、婦人問題に對する大體の意嚮は、略ぼ之で推知することが、出來やうと思ふ。之を要するに吾々委員の精神は、婦人の智能を進めて、その自覺を促し、出來得べき程度に於て、之を解放しやうといふので、唯新しきを競ひ、妄に解放説を唱へるものではない。蓋し新しきに失すると、矯となり、古きに囚はれると陋となるから、よ

くその中庸を守り、智能に富み、責任を重んじ、常識のある眞の家庭の婦人を、養成せんことが、是れ今日の急務であると、確信するのである。而して此の趣旨に基き、その實を擧げるには、特に左の各項に、注意せねばならぬと信ずる。

- 一、我國體の觀念を明確にし、我國風特に祖先崇拜家族制度の趣旨を重んじ、婦徳の養成に努むること。
- 二、一般婦人の人格を充實し、その本務を盡さしめんがため、一層知徳の培養に努むること。
- 三、自由平等てふ意義を正當に理解せしめ、決して無責任の言行を爲さざるやう注意すること。
- 四、妄・新奇に走るは却つて身を過ち、社會を毒する所以なるを悟らしめ、着實穩健なる歩調を以て、世運の進展に順應せしむるやう注意すること。
- 五、現在の如き物質的生活偏重の弊を脱し、精神的生活の向上發達を期せしむるやう注意すること。
- 六、我國婦人の弊風を改め、家庭に於ける本務を盡す傍、社會的に活動する氣風を養成すること。
- 七、世界の大勢を識り、その長を採り短を補ひ、以て生活改善の實を擧げしむるやう注意すること。

一〇、現時各學校間に行はれつ、ある對外競技には弊害なきか若しありせば之を救濟する方法如何

一、對外競技の利益

(問題外なれど參考のために記す)

- 一、一般兒童生徒の体育獎勵となること。
- 二、兒童生徒の元氣を鼓舞すること。
- 三、共同の精神を養成すること。

- 四、愛校心を發揚すること。
- 五、青年の元氣を健全なる方向に導くこと。
- 六、責任觀念犧牲的精神等の、諸徳の養成に資すること。

二、對外競技の弊害

- 一、競技に熱中するがため往々學業の成績を低下するの虞あること。
- 二、徒に時間と金錢を費す場合あること。
- 三、動もすれば賞品に伴ふ弊あること。
- 四、選手優遇の結果、種々の弊害を醸すこと。
- 五、動もすれば勝敗に重きを置くがため、正義に悖り、又は學校相互間、地方相互間に、紛擾を起す基となること。
- 六、運動過激に失するより、往々選手をして疾病傷害を受けしむるのみならず、動もすれば不眠症に陥り、種々の弊害を誘起すること。
- 七、選手獨占のため、一般運動の妨害をなすこと。
- 八、應援往々野卑陋劣に陥り易きこと。

三、弊害を防止する方法

- 一、健全なる競技精神の徹底に努むること。
- 二、學力操行共に中等以上の兒童生徒にあらざれば、可成對外競技の選手とせざること。
- 三、競技は成るべく課業を休止せざる範圍内に於て之を行はしむること。

- 四、競技のため外泊を許さざること。但し特別の場合は、此の限りにあらず。
- 五、應援者の取締を嚴にすること。
- 六、許可なくして慰勞會を催し、又金錢物品の寄贈を受くるを禁ずること。
- 七、時々校醫をして、選手の身体検査をなさしむること。
- 八、競技度數を適當に制限すること。
- 九、優勝者に對する褒賞は成るべく賞狀賞牌、又は優勝旗とすること。
- 一〇、競技練習上の注意を周到ならしむること。
- 一一、全校的に運動を奨励して、選手獨占の弊を避けしむること。

一一、口語文の使用を以て適當と認むる範圍并に之を普及せしむる方法如何

一、使用を適當と認むる範圍

特殊の場合の外は、一般に口語文を使用するのを、適當と認める。

二、使用を普及させる方法

- 一、教育關係者自ら口語文を使用すること。
- 二、公文書を口語文に改むるやう、其の筋へ建議すること。
- 三、教科書は口語文を本体とすることに改められるやう、其の筋に建議すること。
- 四、一般社會に口語文使用を宣傳すること。

五、種々の場合に用ゐる口語文例を發表すること。
六、他府縣にある此の種團體と氣脈を通して、大に口語文の普及を圖ること。

一二、縣下各學校に於ける學年末褒賞の利弊并に之に對する助長救濟の方法如何

學校に於ける學年末褒賞授與に關しては、その利弊相半し、容易にその可否を斷し難い故に、今暫く舊慣を重んじ、大体に於て之を存する事とするが、その利弊に鑒み、その方法に多少の改善を加へるを以て、當面に於ける最も妥當の所置と考へる。想ふに現下學校に於て、多く行はれてゐる學年末褒賞は、その對象として

- 一、個人
 - 二、團體
- の二種があり、又授賞の事由としては
- 一、出席成績優良
 - 二、學業成績優良
 - 四、体格優良
 - 五、特別の美事善行
 - 六、學業操行体格等に就て顯著なる進歩
- 以上の六種がある。更に授賞の手段としては
- 一、褒詞によるもの
 - 二、賞狀によるもの
 - 三、賞品によるもの
- の三つがある。今以上の事項につき、その利弊を比較研究して、左の結論を得た。

一、授賞の對象

團體に授賞することは、その弊害寧ろ利よりも甚しいと思ふから成るべく之を廢め、主として個人に對する

授賞をなすを可とする。

二、授賞の事由

- 一、出席成績の優良
全然廢するを可とする。但し卒業の時期に於て、入學以來の成績に對し、授賞すること。又は中等學校、特に全部生徒を寄宿舎に收容する師範學校の如きは、此の限りでないを認める。
- 二、學業成績優良
卒業の際に限り、授賞を可とする。
- 三、操行優良
卒業の際に限り、授賞を可とする。但し最良の者に限る。
- 四、体格優良
授賞を廢するを可とする。
- 五、特別の美事善行
特に他生徒兒童の模範とするに足るやうな、美事善行のあつた者に與へる。此れは特に學年末に限る必要はないから、隨時適當な時期に於て、行ふがよい。
- 六、進歩顯著
特別の注意と努力とによる結果、その學業なり操行なり、又は体格が著しく向上進歩したと認むるものに、授賞するを可とする。

三、授賞の手段

授賞の手段としては、褒詞又は賞状によるを原則として、特別の場合の外は成るべく賞品を興へないのを可とする。

一三、小學校教科課程中整理すべき事項なきか若しあらばその事項並に方法如何

左記表中毎週時數欄に於て、+1等は文部省令に示せるものに對し、増減する時數を示し、又要項欄に於て、、、、印を付するは、文部省令に示せるものに對し、新に増加するを表はすものなり。

國語	修身	時數	毎週
(+2) 12	(-1) 1	1	一學年
方讀方綴方話	同 上	同 上	一學年
(+1) 13	(-1) 1	1	二學年
上 假名以下同	同 上	同 上	二學年
(+1) 13	2	2	三學年
上 文字以下同	同 上	同 上	三學年
(-1) 11	2	2	四學年
同 上	同 上	同 上	四學年
9	2	2	五學年
同 上	同 上	同 上	五學年
9	2	2	六學年
同 上	同 上	同 上	六學年

尋常小學校教科課程

體操	唱歌	圖畫	理科	地歷史	算術
4	(+1) 1	(+1) 1	(+1) 1	(-2) 3	百以下の唱
職 體操教練遊	音唱歌	單形簡易な	要 及人文の大	兒童の環境	除ける加減乗
4	(+1) 1	(+1) 1	(+1) 1	(-1) 4	千以下の數
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	の唱以下の數
3	1	1	(+1) 1	(-1) 5	通常の加減
同 上	同 上	同 上	同 上	同 上	乗除
3	1	1	(+1) 2	1	6
同 上	同 上	簡易なる形	化學、動物、植物、物理、地學、自然現象	大要、日本地理、郷土の歴史、及地理の大要	通常の加減、呼方、珠算、及簡易なる加減乗除
3	(-1) 1	女男 1 2	2	2 2	(+1) 5
同 上	同 上	同 上	同 上	日本歴史大要、日本地理大要	整數、小數、珠算、加減乗除
3	(-1) 1	女男 1 2	2	2	(+1) 5
同 上	同 上	同 上	同 上	前年の續き、滿州其他外、國地理及近世史大要	分數、歩合、珠算、加減乗除

五〇
小學校令第二十條第二項、及第三項の教科目に關しては、本表の時數の外、男兒二時以内に於て、之を課することを得。

一四、縣下中等學校並に小學校に於て殖民教育上特に注意すべき諸点如何

一、殖民教育の必要

殖民（移民も含めて廣義に解す）は國家としても本縣としても、極めて必要である。随つて殖民教育は大に大切である。左に之が教育上、特に注意すべき諸点を擧げて見やう。

二、中等學校

- 一、地理科 イ、我國の現狀に鑑み海外發展の急務なることを知らせること ロ、本邦人の將來發展すべき地方を教授する場合には、特に詳細に取扱ふこと ハ、本邦殖民が從來到る處で、排斥を受けて居る理由を知らせること。
- 二、歴史科 イ、我國の神代の昔から、傳統的に海外發展の氣象を有つてゐる例を擧げて、海外發展の思想を鼓舞すること ロ、國体の尊嚴、國土の秀麗を授くるは大に可。而かも尙古的保守的傾向に偏して、發展的進歩的氣象を、萎靡せしめてはならぬこと ハ、諸外國の殖民史の情況を知らせること。
- 三、修身科 イ、其地の人情風俗、習慣、宗教等を理解し、成るべく之に順應すべきこと ロ、鞏固なる意志を有し、艱難辛苦に堪ゆべきこと ハ、敢爲勇猛にして、冒險心に富むべきこと ニ、自主獨立心に富むべきこと ホ、一致協同して團體的精神を重じ、抜け驅けの功名を求めざること ニ、自

- ヘ、信義を重じ、能く勤勞を樂むべきこと ト、質素着實で、簡易生活をなし得ること チ、常識に富み、實際的にして、成るべく一職業一技能を有すること リ、世界共通の道徳を理解せしむること ヌ、身體強健、体力充實して、元氣に富むべきこと ル、無禮無作法をして、日本人の體面を汚さぬこと ヲ、腰掛の氣分、濡手粟的の淺慮を深く戒めること ヲ、他國民と和親し、協同して事を行ふ、精神の養成に努めること。
- 四、其他の教科 に於ても、出來得る限り、此の意義精神を以て教育すること。

二、教材の活用と教育者の用意

- 一、海外に於て成功せる人の、事歴人物を紹介して、參考に供すること。
- 二、海外より歸朝した者から、講話を聞くこと。
- 三、日々新聞雜誌に注意して、當該記事の蒐集に努めること。
- 四、教師は日常眼を大局に注いで、世界的知識を養成すること。

三、實際的諸施設

- 一、体育の獎勵、殊に水泳を獎勵して、海に親ましめること。
- 二、作業を獎勵すること。
- 三、殖民博物館を設置すること。

四、其他の諸注意

- 以上の外學校の種類によりて、特に左の注意を要する。
- 一、農學校 殖民教育に最も適當してゐるから、將來殖民科を加設して、殖民せんとする有爲の人材を、養

成し得られるやうにすること。

二、商業學校 材料を提供し、生徒をして殖民地の産業調査及び殖民地との貿易状況の調査をなさしめ、殖民地に關する知識を養成し及び興味を喚起せしめること。

三、師範學校 次に述べる小學校の施設に對應して教育をなすこと。

三、小 學 校

一般小學校に於ては、大体中等學校に準するも、特に多數の移殖民を出せる町村小學校に於ては、尙左の事項の實施に努めるのを適當とする。

一、成るべく其の地方に關係ある海外の實情を了解し得る、各種の參考圖表の陳列室を設けること。

二、海外發展地の實情を了解せしむべき教材を蒐集し、上級學年兒童に對し、特別教授を行ふこと。

因に出來得れば、縣教育會に於て、殖民讀本の如きものを編纂し、之が需要に應せられるやうに希望する。

三、其の地方より主として移住せる地の、國語の基礎教授を行ふこと。

四、關係海外諸國の禮義作法の一斑を理解せしめ、或る程度まで、之れが習熟を圖ること。

四、補 習 學 校

前記各項の意味を一層強く、實施するを以て適當とする。

五、其他の注意

一、縣内の要所に、殖民館を設置すること。

二、國定教科書及び中等諸學校の教科書中に、殖民に關する必要事項を成るべく多く記載すること。

三、殖民地の視察を獎勵すること。

四、活動寫眞を有効に利用すること。

以上の諸点に注意せねばならぬ。併かし現今歸朝者に於て往々見るが如き、徒に外を尊び、内を卑むが如きことは、大に戒めなければならぬ。要するに從來多數の移殖民を出し、將來も益々其の必要を痛切に感ずべき本縣としては、尙その上特に「殖民學校」を設置して、殖民しやうとする者に對し、適切なる殖民教育を施すことは、極めて必要の事と認める。

一五、教育の効果を減殺せざる範圍に於て本縣の初等教育費を節約する餘地ありや若しありせば其の方法如何

決 議 書

左の理由によつて教育の効果を減殺せない範圍では本縣初等教育費の節約を圖る餘地がないものご認める

一、本縣に於ける一學級の兒童數は實際全國の平均數に超過してゐる。然るに猶ほ此の上學級數を減少しやうとするのは地理的關係を無視し且つ教育の効果を阻害するものである

一、學校の併合を可能と認めるもの一二ないが一時に多額の臨時費が入るから今俄に之を實行し難いと思ふ。

一、二部教授や三學級二教員制を實施したり又は補助教員や専科教員を廢めると著しく教育の効果を減殺

する。

- 一、校舎やその他の設備は概ね不備であつて寧ろ改善を奨励する必要がある。
- 一、備品消耗品や其の他の諸費は不足であつて何れも増額の必要を認める。

説 明 書

一、學級の整理

最近の調査に依ると縣下小學校の兒童總數は 一三一、二四人で學級總數は 二、五三二であるから一學級の平均兒童數は 五二人五分であつて之を全國の平均數 五一人二分に比較すると既に之を超過してゐる。今各郡市について更に之を詳説すると

郡市	一 學 級 兒 童 數		
	最多	最少	平均
和歌山市	七八	三七	六一
海草郡	八五	一八	五一
那賀郡	同	同	同
伊都郡	同	二八	五二
有田郡	同	二一	四八
日高郡	同	八〇	五〇
西牟婁郡	同	九五	五八
東牟婁郡	同	八六	五二
東牟婁郡	同	七九	四八

單に教育上の見地からいふと一學級の兒童數は三十名内外を以て理想とする。現に東京の成城小學校(平均兒童二五、二)成蹊小學校(同三〇)學習院初等部(同三一)男女高等師範附屬小學校(同三一、四)等の

實例は最も雄辯に之を証明してゐる。一體本縣の五二、五人といふ數は一學級の平均兒童數としては既に全國の平均數に超過して決して少數ではない。之を我國中學校の一學級生徒平均數三九、六人高等女學校の四四、九人に比べても判る。若し夫れ之を外國の例に比べて英國の小學校一學級平均兒童數三五、三人佛國の三五、一人に對照すると蓋し思ひ半に過ぐるものがあらふ。

尤も本縣に於ても前に掲げる通り二〇人以下の學級が海草日高西牟婁の三郡に各一箇宛又二〇人以上三〇人以下の學級が和歌山市有田郡を除いた他の六郡を通して合計七十三箇あるも此等は左記の理由

- 一、單級の分教場であつて元來兒童數が寡少であるため
 - 一、若し併合すると繁雜極まる複式學級となるため
 - 一、若し併合すると法定の制限數を超過するため
 - 一、高等科の兒童であるから個性に適應するやう性別に學級を編制する必要あるため
- 等何れも已むを得ざる理由に基くものであるから單に統計上に表はれた數字のみによつて整理の出来るものでない。よしや假に一步を譲つて絶対に不可能でないとした所がその整理し得られる數は極めて僅少で彼の全國を通じて三百五十萬圓を節約しやうといふ教育行政調査會案の如きは毫も縣下の實情に通ぜない全然机上の空論と斷言するを憚らぬ。
- 本縣は一市二百三十一町村で小學校の總數は三八〇校である。さて教育上の見地からいふと一町村一學校は何かにつけて便利である。尤も本縣は山が多くて平地乏しく交通極めて不便なる上に區域の廣い町村も可なり多い。斯る地方の學校を併合すると著しく通學距離を延長して幼年の兒童に多大の困難を與へるから此等は當然避けねばならぬが併し中には左程の支障もないのに唯舊來の因襲から一種の部落根性に因はれて併合の實を擧げ得ない處もないではない。斯る町村に對し——併合のため校舎増築等に一時多額の臨時費を要するから今俄に斷行し難いとすも——事情の許す限り併合を奨励するのは教育上經濟上尙ながら望ましい

事と信するのである。

二、二部教授又は三學級二教員制の實施

縣下に於て現に二部教授を行つてゐるのは和歌山市と西牟婁郡とに各一校宛あるのみで此も校舍改築教室不足のためである。更に三學級二教員制に至つては縣下何處にも之を行ふ處はなく又從來之を實施した例も聞かぬ。随つて此等の問題に對し實地の研究に基く立論の出來ないことは頗る遺憾とする所であるが併し兩方ともその教育上の價值については既に先輩教育家の論じ盡された處で最早や議論の餘地はないと考へる。元來一學級一教員は教育の原則であつて此の二部教授と云ひ三學級二教員制といふも共に特殊の事情に基く變則であることは誰も異存のない所であらう。現に往年兵庫縣宮城縣並に熊本縣で極力二部教授を奨励し之を實行せしめた時代もあつたが成績の餘り好くない處から段々衰へて今は殆どその跡を絶つに至つた實例を見てもその價值如何が判るであらう。

又三學級二教員制は大正二年小學校令施行規則改正の際初めてこの制が出來て此れもその當時實行を試みた處は少くなかつたが矢張成績不良のため何れも之を廢めて今日では全國中唯山口縣小月小學校のみになつたが此れすら實地視察者の談によると成績面白くないので同地でも亦非難の聲があるやうに聞いてゐる。況んや教育行政調査會への提案は効果の不十分は勿論認めざるが經費節約のため貧弱町村に對し之を實施しやうといふのであつて此の如く貧富の差により國民教育に差等を設けやうとするが如きは教育の機會均等を基調とする義務教育制の精神を無視するものと謂はねばならぬ。

三、補助教員の整理

目下本縣に於ける校長の補助教員は

和歌山市	一二	海草郡	二一	那賀郡	九
伊都郡	一三	有田郡	一八	日高郡	なし
西牟婁郡	四	東牟婁郡	三		
合計八一名で之を資格別にすると本科正教員一名尋常科正教員七名准訓導四〇名代用教員三三名。又その俸給一人平均額は					

和歌山市 三八、六七圓
海草郡 三三圓
伊都郡 三〇圓
有田郡 三三圓
西牟婁郡 二七、五圓
東牟婁郡 二九、五圓
那賀郡 二七、五五圓
日高郡 一

であるから若し之を全廢するとしたら之がために年額金三一、四〇四圓の節約となるが併し元來補助教員を置いてある處は大抵十學級以上の小學校で若し之を廢すると大に教育の効果を減殺することになる。一體今日の小學校教員には晝間兒童教授の外に夜間補習學校の任務もあるその他青年會や處女會の指導もやらねばならぬ其の多忙は並大抵でない而かも校長となると一校統率の責任者として校の内外に通じ各種の交渉を有するから法令に於てもその必要を認めて六學級以上の學校には補助教員を置くことの出來る規定になつてゐる。然るに僅の費用を吝むで補助教員を廢し此くも多大の職責を有つてゐる校長に均しく一學級を擔任せしめやうといふのは此れこそ所謂一文吝みの百知らずといふものである。

四、専科教員の整理

目下本縣に於ける専科教員は

和歌山市	一〇人	海草郡	三五人	那賀郡	二五人
伊都郡	二五人	有田郡	二一人	日高郡	一四人

西牟婁郡	二八八	東牟婁郡	一九八	五八	
合計一七七名でその俸給平均額は					
和歌山市	三五、六〇圓	海草郡	三五、一三圓	那賀郡	三一、六〇圓
伊都郡	三四、五二圓	有田郡	三四、〇〇圓	日高郡	三四、三六圓
西牟婁郡	三二、四六圓	東牟婁郡	三六、五三圓		

であるから若し之を全廢するとしたら此に年額七二、四三八圓の金を節約することになる。抑々人間如何なる人でも必ず能不能があるから有らゆる學科に精通するといふのは到底不可能のことである。故に裁縫圖書唱歌等のやうな技能科で説明よりも實地の示範を必要とするものや又は農業商業のやうに専門的の素養を要するものは決して誰でも遣れるといふものではない。さればこそ法令に於ても専科教員の制を設けたので現に教育行政調査會提出案に於ても裁縫科教員の必要を認めて之を整理する意志のないことを表明してゐる。處で本縣の専科教員一七名の中で一六五名は裁縫科の擔任教員であつて残る一二名の男教員もその中商業科の一名を除くと何れも農業科の擔任である。此の農業科教員も専科といふものゝその實大抵一學級を擔任して事實は本科教員であるか假に専科教員として之を廢するとしても之によつて節約の出来るのは僅に金六、七二〇圓に過ぎないので其の得ることの少くて失ふことの大なるは少しく教育上の事理に通ずる者であれば何人も容易に首肯する所であらふ。

五、校舍建築費の節約

本案は察する處東京や大阪邊の富有な學區ばかりを見てゐる人の思付であらふ。他府縣のことは暫く他日の話として本縣などは市部は兎に角郡部では贅澤處か腐朽狹隘等で非衛生的は勿論中には危険を感ずるものさへある位である。設備の不十分は左の一事に徴しても判る即ち縣下小學校總數三八〇校の中で講堂又は雨天

体操場のあるのは

和歌山市	五	海草郡	五	那賀郡	五	伊都郡	三
有田郡	五	日高郡	三	西牟婁郡	三	東牟婁郡	一

合計僅に三十校で一割にも足らぬ。而かもその中講堂とは唯名のみでその實裁縫室の稍々廣いやうなものや又は普通教室不足のため之に使つて最早や講堂の實を失つたものもある。況んや他府縣で見るとやうな理科唱歌圖書手工等の特別教室に至つては縣下四百に近い小學校の中で之を有するものは讀む程しかなければ誠に情けない話でないか。此の状況から見て増設や改築の必要こそあれ節約などは思ひも寄らぬことである。

六、備品消費費の節約

若し本縣の普通教育費を以て高價のやうに思ふ人があつたらそれは大なる誤解である今數字をあげて少し説明をして見たい。大正十年度の本縣市町村教育費豫算並に兒童一人當りは

和歌山市	豫算額	分頭額	海草郡	豫算額	分頭額
和歌山市	二一四、一三〇圓	一五、八二圓	海草郡	四〇〇、六〇五圓	二一、〇七圓
那賀郡	二七〇、六八四圓	一六、八七圓	伊都郡	二五七、七七七圓	一九、三八圓
有田郡	二一〇、四〇〇圓	一四、五四圓	日高郡	二六六、〇五九圓	一七、五一圓
西牟婁郡	二九八、一〇一圓	一九、一三圓	東牟婁郡	三一五、〇九五圓	一八、七七圓
合 計	一、二三二、八五一圓	一六、九二圓			

即ち兒童一人分頭額は一六、九二圓で全國の平均數二二圓より少數であることは勿論之を中學校の一〇五圓や高等女學校の一〇七圓と比較すると大變の相違であり更に外國の例を取つて英國小學校兒童の一人當り八七圓米國の九七圓に比べると如何に經濟事情が相違するとはいへその差額が餘りに大きくて本縣の餘りに貧弱

なのは明に數字の示す所である。されば四百に近い小學校に於て理科や体操教授の用器具機械、地理歴史用の地圖や標本その他教授參考用の圖書等の可なり整つてゐる處は果して幾校あるであらふか。或は消耗費や旅費にした處で何處の學校でもその不足に苦むのである。それもその筈で試に戦前の大正四年度市町村教育費豫算を見ると兒童一人分頭額は七、一三圓である。爾來物價は暴騰に暴騰を重ねて大正十年の今日では戦前の殆ど三倍四倍に上つてゐるのに前記の如く兒童一人當りは二倍半にも足らぬのだから經費の不足を告げて運用に苦しみつゝあるのは當然の話である。

七、結 論

之を要するに本縣の初等教育費は既に十分の整理を遂げられて此の上節約の餘地のないことは或は全國の平均率に照したり或は外國や又は他府縣の例に徴して前各項に縷述した。此に一言を附加へたいのは本案が「教育の効果を減殺せざる範圍に於て」といふことである。如何程經費の節約になるからといつて之がために教育の効果を低下し能率を減殺するやうでは固より問題にならぬのである。想ふに今日の我國は戦後經營の第一根本方策として大々的に教育——殊に國民教育の振興を圖らねばならぬ秋である。餘事をさし措いても教育にはウンと經費を投じて國家根柢の培養に努め今日の劇しい文化的國際競争に優者の地位を贏ち得るやう奮闘せねばならぬ。列強が國を擧げて國民教育の充實に全力を盡してゐる此の時此の際我國のみが獨り僅少の經費を吝むで教育能率の低下も構はず世界の逆進行して國運の進展を阻害するやうなことがあつては此れこそ國家百年の悔を貽すもので賢明な爲政者のなすべき所ではないと信する。此れ我が調査委員會では本案に對して數回の會合を重ね慎重審議を遂げた結果別記の通り決議をした所以である。

一六、本縣小學校兒童をして日本赤十字社兒童團を組織せしむる

の可否若し可とせば其の方法如何

日本赤十字社兒童團規則第一條に掲げたる目的は、國民教育に於ても同じく一部の目的として、之れが達成に努めつゝあり。従つて同規則第四條に規定せる事業の如きは、無論我が國民教育上極めて必要なるを以て、爾今各小學校に於ては、日本赤十字社と提携して、一層是等事業の實行に努むべしと雖も、特に斯る團體を組織し、小學校兒童をして之れが團員たらしむるは、學校事業の一部として、果して適當なる處置なりと謂ふべきか、多少の疑問の存する所なり。故に寧ろ形式の煩を避けて、その實を採るの主義により、斯る團體を組織せずして、而かもその事業の實行に努むるを、可なりと認む。若し萬國赤十字社聯盟總會に於ける、決議なるを以て、國際的關係上、之れが組織を必要なりと認めらるゝが如きことあらば、尙再考の餘地なきにあらざるべし。

参照

日本赤十字社兒童團規則

第一條 本團は赤十字主義に基き公徳尊重の精神人類相愛の思想を涵養し且兒童の健康を増進するを以て目的とす

第二條 本團は各小學校の兒童にして左の資格を有する者を團員とす

一、尋常小學校第三學年より第六學年までの兒童

二、高等小學校の兒童

第三條 本團は日本赤十字社某小學校兒童團と稱す

第四條 本團は第一條の目的を達するため概ね左の事業を行ふ

一、仁愛恭儉の志操養成及衛生法救急法看護法等の教練

二、講話會活動寫真幻燈會娛樂會運動會兒童作品展覽會慈善市等の開催及赤十字其他の事業施設參觀
三、疾病苦難の慰藉偉人名士の迎接手工品の製作寄贈等
四、内外兒童と通信の交換

第五條 本團は團員より醜金を徴收することなし

第六條 本團の經費は支部之を負擔す

第七條 本團に左の職員を置く

團長一名 副團長一名 幹事若干名

團長は團の事務を掌理す

副團長は團長を佐け團長事故ある時はその職務を代理す

幹事は團長の指示を受け團務を處辨す

第八條 團長副團長幹事は當該委員長之を囑託す

第九條 團に兒童役員を設け團務に従事せしむその規程は當該委員長の承認を経て團長之を定む

第十條 必要により團に協議員を置くことを得協議員は團長の推薦により當該委員長之を囑託す

第十一條 本團の職員は名譽職とす

第十二條 職員及團員には圖式の徽章を交付す

職員及團員本團を退くときは徽章を返納するものとす

第十三條 本團處務の細則は當該委員長の承認を経て團長之を定む

四、調査餘論

本調査會では議題を提出する際に之を各郡部會に通知して、中にも第十四號議題の

一、縣下中等學校並に小學校に於て殖民教育上特に注意すべき諸点如何

に就いては、特に本題に關係の深い地方の學校を選んで、之に關する意見の提出を求めた處、中北潮岬小學校長外七氏は、本會の希望を容れ、夫々多年の實驗に基いて、適切な高見を寄せられた。當調査會が本題を調査研究する上に於て、此等の諸君に負ふ所は、實に尠くないのである。依つて寄せられた玉稿を「調査餘論」として左に掲げ、一言附記して、謝意を表する。

殖民教育上特に注意すべき諸点

其一

潮岬尋常高等小學校長 中北源之丞

一、殖民科又は殖民教材を加ふること

中等學校並に高等學校の教科目中に、殖民科といふ特別の教科を加へ、その内容は

一、各國の殖民政策、殖民状態。

二、殖民地の人情風俗産業の狀態。

三、海外に於ける成功者の傳記。

四、外國語(特に英語)の教授。

五、其他殖民に必要な事項。

とし、又尋常小學校では特に一科を設けないが、平素の教授に於て、殖民に關する教材を附加すること。

二、殖民館の設置

海外殖民地に於ける實物標本の蒐集に努め、縣下の要所に殖民館を設置し、隨時兒童生徒に參觀せしめて、海外發展的氣分を湧出せしめること。
因に當校では、北米南洋産の實物や、標本の蒐集に努めてゐる。

三、教授上の注意

各科教授に際して、左の注意をなすこと。

一、修身、歴史科

- 一、國家的世界的精神の養成。
- 二、勇敢なる氣象の養成。
- 三、冒險尙武の氣風養成。
- 四、依頼心の除去。
- 五、戀郷心の除去。
- 六、嫉妬心の根絶。
- 七、文明國民の作法を知らしめること。

二、地理科

海外出稼地の人情風俗産業、及び邦人活動の状況を知らしめること。

三、實業科

一、發展地に於ける農水産業の状況。

二、海外商人としての訓練。

四、体操科

一、勇往邁進の氣象養成。

二、人生活動の中心は體力の向上にあることを知らしめて、運動的精神を鼓舞すること。

五、外國語科

特に英語の發音綴方書方の教授に注意すること（日本式鐘詰英語は不可なり）

六、唱歌科

殖民唱歌の教材を加へること。

四、訓練上の注意

一、一般的に

殖民思想養成上、忍耐心、勤勞の習慣、並に發展的氣分の養成に努力すること。

二、海外出稼者に對し

一、濡手で粟をつかむ積りで、海外に出るな。

此れは抑々海外出稼者の多く失敗する一因である。日本でも支那でも、其他米國等、何處に行くとも、働かねば金は儲からぬ。

二、無職業で海外へ出るな。

日本で師範や中學を出て、相當収入のあつた者でも、外國へ行つては割合に間に合はぬ。幾ら英語を習つて來ても、日本式の鐘詰英語では一向役に立たぬ。此等は勞働することも出來ず。去らばとて他に適當なる職業もないから、遂に悲觀してしまふ者が多いといふ事である。夫れに引きかへ、大工なり寫真師なり

、其他床屋機關師等は何時でも働口があつて、比較的賃金もよいさうである。併かし職業を有するからと云つても、疊屋や髪結ひでは何ならぬ。職業的訓練の必要は此にある。

三、保護者（親か兄か）ない二十歳以下の男子は一人出るな。

成程渡航當時は何糞と、日曜も祭日もなしによく働くが、段々金が自由になるに連れて、周圍から悪い事を習ひ、煙草を吹かし酒を飲み、果ては賭博を遣り出し、次第に手も足もつけられぬ様になつて、遂には異郷の果てでノタレ死をする。海外で流浪する者は、大抵此の種の人間に多いやうである。

四、無作法の事をして、日本人の体面を汚すな。

相當の禮節は勿論、内地でも守らねばならぬが、海外に出で、は猶更である。然るに海外出稼者の中には、猿股一つで大道を歩いたり、大聲で夜の一時二時までも歌を歌つたり、グタ／＼に酔つて路傍に小便をしたり、其他随分ヒドイ事をする者もあるが、此等少數者のために、一般の邦人までが野蠻視され、果ては排日の聲を招く事が多いさうである。

五、腰掛氣分で海外に出るな。

田畑を質に入れて渡航し、二三年働いて少し金がたまると歸國して家を買う。金がなくなれば又出る。こんな事を繰返して、働いた金の大部分を船の肥にしてしまふ者がある。若し十年なり十五年なり、腰を据へて永久的に働けば、そのやり方にも依るが、或は大なる成功を見る事になる。彼の腰掛氣分は外人に對して信用を失ひ、延いては國交上にも支障を來たすことにもなるのである。

五、女子教育の必要

女子教育を盛にして、女子の後援は男子の海外雄飛に與つて、大に力のあることを自覺せしめ、女子をして男子の好伴侶となり、後援者となつて、共に海外に出で、永住するの氣分を養ふこと。

其二

三尾村尋常高等小學校長

山本 啓 藏

一、我國民の海外發展

海外發展の聲は近時非常に喧しく、我國民は此の小島帝國に跼蹐せず、廣く世界に向つて活躍しやうとするのは、誠に欣ぶべきことである。海外發展といふことは非常に廣い意味であるが、一般にいはれて居るのは、海外に於ける國民の勢力發展であつて、その勢力といふのは、政治上外交上、其の他國家としての勢力はいふまでもなく、移民としての活動、貿易交通其の他に於て占め得る、私的勢力をも包含する。而して國家としての勢力と、私的勢力とは相關するもので、共に相倚り相助くべきものである事は申すまでもない。併しなから今こゝでは、移民的發展即ち私的發展の一部について、所見を簡單に述べて見たい。尤も我國では此の移民的活動が、海外發展としての大部分である。

今日我國に於ては年々非常な勢を以て、増加する所の多數過剰の人口を、如何に調節すべきかは、大なる問題である。又一方に於て國家經濟上の利益のために、國民の富力増進のみに、我民族の勢力を伸張し、十分有効に之を發揮して行くには、如何すれば好からるか、是れ亦大問題である。我國の現在此等の大問題を解決すべき、大なる計畫を要するのである。或人は此等の大問題は、海外發展によつて、萬事解決せられるといつて居る。至極道理のある言だと思ふ。加之此の論者は我が大和民族は膨脹的民族である、若し今日日本の各階級に、闇影沈滞無氣力腐敗等がありとすれば、その原因は民族の膨脹を、故意に壓迫しやうとする處から來る、當然の結果である。此の闇影沈滞は唯海外發展によつてのみ、之を除去し得ると信じてゐる。我國の歴史を按ずるに、日本の使命は海外雄飛にある。時代の指導者が此の使命を自覺して進んだ時は、

いつも國民の元氣が旺盛で、國史の最も光輝ある時代を作つたといはれて居る更に論者は我國に於て、海外發展主義の教育を施さねばならぬと主張して居るのは、一面の眞理を含んだ見解といふべきである。

二、海外發展の二分類

前述の如くここでは海外發展を、移民的活動といふことに局限するが、此の移民的活動を分けて、所謂移民と殖民との二つとする。

移民とは何であるかといふと、主權の範圍外である土地に行つて、腰掛的に個人的に、行ふ營利行爲である（尤も永住する事實もあるが）例へば我國民が主權範圍外である、北米とか南米とか又は南洋とかへ、出稼に行くやうな場合を移民と云ひ、殖民とは本國境外の土地で、永久土着的に行くことで、例へば朝鮮とか臺灣とかへ行き、土着して業に就く場合をいふのである。

三、移民に關する教育上の注意

移民も之を別けると、單獨に出稼するものと、家族同伴のものとの二種がある。本村に於ける移民の如きは、後者に屬する。左に教育上注意すべき諸点を述べて見よう。

甲、体育方面

一、体育の向上

小學校に於ては運動の奨励を十分にやりたい。世界文明國で、体格力量の最下等な國民は、蓋し日本人であらう。今日は頭の世の中ではあるが、移民は一般に文化程度の、我よりも高い所に行つて、大抵筋肉勞働をする者である。随つて体格力量が劣つて居ては、各國民と競争場裡に立つて、優勝の地位を占めることは出

來ない。現に本村から英領加奈陀へ行つて、鮭漁に従事してゐる者は、最も繁忙の時期に際すると、一週間中大抵不眠不休で、漸く二三時間位しが眠らないといふ。若し体力が弱かつたならば、到底斯る勞働に堪へ得るものでない。

故に移民には何處までも、体力の強大を望みたい。それには小學校時代から運動を奨励して、他日の用に立たしめるべく、用意をせねばならぬが、夫れと共に營養物の攝取も、亦大に必要である。教育當事者はよく父兄と此の点を打合せて、發育盛りの兒童に、必要な營養を攝取せしめるやうに、心掛けねばならぬ。

二、衛生知識

前項と關聯して、衛生的知識を充分に吹き込みたい。トラホームはどうの、寄生虫はどうのといふ内は、未だ海外發展上の成功は覺束ない。排日の原因にも、不成功の原因にも、此の知識の欠乏を挙げねばならぬ。文明國では此の知識の低いものを、劣等國民として待遇する處を見ると、蓋し我國移民者に對して、此の教育の最必要なることは明白である。營養物運動衛生此の三つは、相倚り相待つべきものであることを、忘れてはならぬ。

乙、精神及知的方面

一、禮儀の精神

興國の民には必ず修養が伴ひ、修養ある國民には必ず禮儀が伴う。昔から君子國を以て任じた我日本人は、今日禮儀の觀念が非常に薄い。電車や食堂の中に、幾多の注意書が、大書されてゐるのを見ても、明かである。殊に海外に於ける邦人の言語動作の粗野なるは、言外だといはれて居る。

移出民地方の小學校では、是非此の禮儀、特に歐米の禮式の幾分は、注意して行はしむべきである。米國某地の停車場では特に日本字で「順番をお待ちなさい」と掲示をなし、又某地の日本人會では、同胞に次の心

得書を配付したといふ事である。

- 一、草履又は素足で戸外に出るな。
- 二、多人數共に歩むときは歩調を揃へよ。
- 三、夫婦同伴の時は妻に荷物を持たせるな。
- 四、子供を脊負ふな。
- 五、衆人の目前で子供に乳を飲ますな。
- 六、街上で唾を吐くな。
- 七、子供を人前で泣かすな。
- 八、街上で立話をするな。

七〇

二、協同一致の習慣養成

吾人の劣等視する支那人ですら、よく一致して利害關係を結び、以て經濟的成功をなしてゐる。然るに日本人程協同心の欠けてゐる國民はない。随つて團結の力が弱く、公共の爲に私情を去つて私利を犠牲にする者は少い。此れでは組合の事業などを起して、大成を期する様な事の、出来る筈はない。そこで自然白人の信用を失ひ、國威を失墜する基ともなるのである。協同の精神は乏しいが、その代り私黨を結んで、同胞相反目することが中々盛であるから、大にその弊風の矯正に、努めねばならぬと思ふのである。

三、自立自營の精神涵養

利己心が盛んで、他人の成功利達を嫉み、他人を陥れんと企つるのは、在外同胞の大缺點である。自立自營の精神をも養成したい。自立自營の結果より收むる、成功の大なることを知らないで、徒らに射利的方面に趨る者が多い。往復の船中や賭博場に於て、賭博の大繁昌するのを聞く時、吾等は實に呆然たらざるを得ない。

四、組織的能力の養成

「在外同胞は組織的能力が少い」とは、海外より歸つた先覺者から、屢々聞く處である。之が爲め企業方面に於ても、協同方面に於ても、常に失敗を重ねて居る。今後の移民に對しては、是非共この能力の養成を、考へてやらねばならぬ。

五、婦人の訓練

移殖地に於ける婦人の活動振りは、今更申すまでもない。海外の何れの移殖地が、婦人の魁をなさない土地がありませう。併し在留婦人中、果して海外發展上、好果を齎すものが幾人ありませう。近頃妻女同伴の上、移住する者が非常に多くなつたが、眞實夫を助けて、大成功をなさしめる者は、幾許ありませうか。移殖地小學校では、婦女子の教育といふ事が、實に急務中の急務である。

主婦たるの訓練　生理衛生の知識　貞操の觀念　家政上の知識　育児上の知識　其他數多のものを、体得せしめねばならぬ。　其

六、各科教授上の注意

教科教材の主眼は自ら定まつてゐるが、特に移出民地方の小學校では、所謂郷土化の下に、大に斟酌せねばならぬ事がある。此の点は各教科の使命と、教材の主眼とを、充分に研究せられるやうにありたい。併し國民教育の本旨は、國民をして眞に國民たらしめる爲に、國民に施す教育であるといふ点は、容易に動かすべきではない。海外發展のことは、國力發展の附隨的現象と見るべきものであるから、吾々は何處までも、此の本旨をさへ發揮せしめるならば、當然國民は本統の意味に於ける、海外發展の氣分も養成されるでないかと思はれる。けれども移民地方では、その氣分を以て、十分に活用せられる事を望む譯である。今各教授に於ける細説は止めて置く。

丙、内地との連絡

内地の者は在外同胞の様子を知らない、在外同胞は内地の現状を知らないといふ様な事では、何として完全な成功が得られやうか。甚しきに至つては、十年愛兒の行衛を知らぬ父があり、二十年父の消息を知らぬ子もある。此れでは殖民的外交の失敗を見るのも、當然の結果である。故に小學校では十分在外同胞の事情を調査して、教育上の参考に資せねばならぬ。青年會然り、婦人然り。又在外同胞は能ふ限り、故國と連絡を採るべく、努力せねばならぬ。即ち兩者相共に音信を通じ、その事情等を明にすべきである。

丁、永住心の養成

由來日本の移民には、永住の決心が少い。總てが腰掛的である。故に土地を購はず、家屋を建築せず、従つて永遠の計畫を立てない。堅實な地盤を造ることが出来ない。外人の信用も得ない。信用を以て成立つてゐる外國で、信用を得ないやうでは、幾万の渡航者を出すも、ドウして完全な成功が得られやうか。永住の決心なくしては、その地方住民と調和することが出来ない。子弟の教育も忽になる。失敗に終るも尤の話である。故に小學校に於ても、青年會婦人會等に於ても、此の方面の教育は大に考慮を要する事と考へる。以上は主として移民の立場から、教育上注意すべき点を述べたのである。殖民に於ても同様であるが、稍々趣を異にする点もある。前にも述べた通り、移民は文明程度の低い處から、高い所へ行くのが普通で、殖民は高い所から、低い所へ行くのが普通である。故に一方は資本主が彼に在つて、只管その信用を得んとする。一方は資本主は此に在つて、只管彼を使用して、その成果を收めんとするにある。私は二ヶ年朝鮮殖民地に在つて、痛切に感した点がある。今その二三を述べて見やう(以下中略)

四、結論

要するに移民教育の根本は

- 一、大國民の襟度を養ふてとである。私は嘗て在鮮當時、青島陷落の報に接して直感したのは、日本人が折角新領土を獲得した處で、果してその經營を完全にする能力があるらふかと疑つた事である。寛仁大度、眼を高所に馳せて小事に拘らず、已を持つること高くして公德を重んじ、禮讓を尙び、他國民と親和し、能く之を同化するの氣宇を養はれたい。
- 二、國家的精神涵養の訓練を施したい。随つて祖先崇拜の念を確實ならしめ、宗教心の養成を圖りたい。
- 三、基督教に於ける理解を持ちたい。吾人の今日發展せんと欲する地方は、何れも基督教を信奉せぬ處はないから。
- 四、世界的修養をさせたい。即ち大切なる忠孝の觀念を一層擴張して、世界共通の眞理を以て眞理とし、共通の道德を以て道德とし、島國的根性を打破せねばならぬ。
- 五、節制禮讓は大國民として、最も必要な事である。宜しく殖民地學校に於ては、行住座臥國家の使命を体得して、心常に國家の上にある、事を處するに必ず至誠奉公の精神を、基とせなければならぬ。

其三

日置尋常高等小學校長 岡崎 淺次郎

一、緒言

近時人口増加に伴ふ結果として、生活難の聲高く、徒に國家の經濟状態を悲觀して、將來を憂慮する傾向のあるのは、疑はない事實である。そしてその苦境から脱却し、進で富國の道を講じ、國威發揚の實を揚げやうとするならば、宜しく國民を海外に雄飛せしめ、彼の地に於て國力の扶植と、經濟の振興とを、畫策せし

める必要がある。
元來普通教育が、兒童の將來生活のためにするといふ概念が、取り除かれない以上、今後有り餘る人間を如何に教育し、何れの道によつて、祖國の隆昌を期すべきかは、當然起る問題であつて、御照會の趣旨も、亦此に存する事と思ふのである。

二、各科教授上に要する特別の注意

一、地理科の教授に特別の要求がある

地理科は土地と人との關係を論ずる教科であるから、國情を理解せしめ、世界の情勢を察し、氣宇を濶大にして、四海を家とする意氣を養ふ点に於ては、他教科の到底及ぶことの出来ない特長がある。以下これが教授上特に注意を拂はねばならぬ事項を、左に列擧して見やう。

- 一、郷土誌教授の際、郷土の位置と經濟的理解と、先輩の活動振とを説き聞かせ、大に海外發展の意氣を鼓吹するのである。
- 二、日本地理教授の際、弊害ない限り、國家の經濟的窮狀を説き聞かせ、如何にしても自ら財源を、他に發見せうとする、自奮心を喚起するのである。
- 三、日本地理教授の際、在外邦人の多き府縣には特に重きを措き、その雄飛した動機と、そしてその結果とを批判するのである。
- 四、外國地理教授の際、將來殖民地に適當な方面には、相當の時間を割いて、教材の附加敷衍をなすのである。
- 五、外國地理教授の際、在外邦人の數、職業の如何、及その活動振、並に外國人のそれと比較するのである。

六、教授の方便物たる彼地の寫眞繪畫實物標本統計圖表等を、成るべく多く蒐集するのである。

二、修身歴史國語科の教授にも、多少斟酌を要する

身は万里の外に居り、自由濶達な境遇に居るものは、やゝもすると放奔逸樂、國家の体面を潰さずとも、兎角外人の感情を害ひ、果ては排斥の悲境に陥るものも少くない。故に苟も殖民を志し、外人の間に立つて、長く感情の融和と、意志の疏通を圖らうとするならば……圓滑な同化を欲するならば、勢ひ先づ殖民としての素質を作ること、腐心しなければならぬ。これが即ち精神教科に、一段の希望を托する所以である。

一、國家的精神の保存に努力せねばならぬ
家庭を離れ國を去り、外人と雜居し雜婚する結果として、自ら本國と疎隔になる、人心の缺陷が生せぬとも限らぬ。よしそれが無いにしても、日本魂の保存、日本民族の結束等は一層鞏固にし、將來如何なる國歩艱難な時に際しても、我が皇國の安康を保持して、益々伸展せしめる、國家的精神の涵養が最も必要である。

二、大に勇氣を鼓舞せねばならぬ
目的の存する所必ず計畫あり、計畫己になれば直に之に着手し、勇往邁進成功しなければ止まぬ氣概は必要である。それには先づ活動を以て無上の娛樂とする、不撓不屈の精神を養ふことが、大切であると思ふ。

三、依頼心を除去せねばならぬ

由來日本人は自助の精神に乏しく、兎角他に依頼せんとする、据臍的處世法を望んでゐる。遠大の志望を抱き、海外何れの地に於ても、我が家を築かんとするならば、須らく單身獨歩、あらゆる困難を突破する、所謂自立自營の精神を有しなければならぬ。

四、嫉妬心を根絶しなければならぬ

「出る杭は打たれる」とは、邦人の諺にのみある事だ。然るに歐米人が好んで、披群の同僚を見出し、相携へ相援けて、共に向上を圖るのを見ると、如何に彼我の道義に、逕庭のあるかが察せられる。これが在外邦人の多數ある割合に、成功者の少い原因である。されば殖民でふ繼續的難事業に志すものは、一方依頼心を除去すると共に、他方に於て相倚り相援けて、共に福利を獲得せうとする、一種掬すべき徳義を養ひたいのである。

三、農業英語の教授には一層重きを置かねばならぬ

教育の大方針は國民の生存と個人の生活、即ち時代の要求と個人の必要とに應じて、自ら決定せらるゝものである。そして現今我國に於ける此の要求、此の必要とは何であるか。言ふまでもなく融通の利く實務的な、そして經濟的精神に富んだ善良の民を、海外に發展せしめる所にあるのではなからふか。小學校の教科はその數甚だ多い。併しながらこの殖民として最も融通の利く、そして實務的な人にまで導く教科としては、農業英語を差措いては、他に求むることが出來ないと思ふのである。

三、殖民地視察員の海外派遣

一度郷關を出て、何れにか足場を求め、そこに永住して子孫永遠の幸福を求めやうとする者は、眞先にその地の風土産業經濟狀態等の、詳細な實際的研究を要するのである。人の風説若くは机上の學問のみで、人間の一生の運命を卜すへき殖民を、何等經驗のない地に、輕々しく送り出すが如きは、妄舉も甚しいと言はばならぬ。此の意味に於て殖民教育普及の第一義は、教師先づその地について、明細な研究を遂げ、そして後徐に之に適應する人を作るにあると思ふ。

勿論海外視察には可なりの費用と、時日とを要するから、勢多くの教師を派遣することは出來ぬが、少くとも縣費若くは教育會等の補助によつて、優良の教師を適所に派遣するならば、その効果は決して僅少でない

と思ふ。

四、講話會の開催

在外官吏視察員、若くは相當智識を有し、嘗て彼地に在住した者があれば、常に機會を捕へて殖民地の實狀に關する、講話會を催したのである。過般野田ブラジル領事が本縣下に巡講せられたが加き、實に有効且つ適切で、到る處殖民についての深い印象と、海外雄飛の好暗示とを與へたのである。

五、信書の利用

此は主として學校若くは學校在地の出身者で、現在殖民地に在住する者がある場合に、適用せらるゝのである。従つてその範圍が甚だ狹少の感をするのであるが、併しその信書がその學校の兒童、若くは青年に及ぼす刺戟の、實に偉大なるを知るならば、此も決して等閑に附することの、出來ない問題である。

六、殖民地博物館の設立

「百聞は一見に如かず」といは確に眞理で、實物のない教授に徹底した例はない。眞に殖民地の民情なり風土を窺ひ、産業及び經濟を洞察せしめやうとするならば、如何しても縣立若くは他の團體立の殖民地博物館を設立し、彼地の實況實情を眼に訴ふる必要があると思ふ。勿論之に相當の經費を要するが、在來の不生産的な教育を改めて、頗る時代の要求に適合せる方便と知るならば、万金數十万も何ぞ惜むに足らんやである。

一、殖民教育の語義

「殖民教育」なる語は、一見甚だ明瞭なやうであるが、さて考へて見ると、頗る多義難解である。勿論此處では「來住せる殖民に對し施す教育」でないことは明かである。私は「殖民獎勵の意味を以て、本縣生徒兒童に對し、施すべき教育」或は「生徒兒童の大多數が、殖民地へ出かけるものと假定し、殖民準備の意味を以て施す教育」の何れか、又はその二つを合したものであらうと解してゐる。即ち獎勵の意味教育か、準備の意味か、若しくは其等を兼ねた意味のものであらふと思ふ。以下述べる所は、即ち此の二つの意味を兼ねたものと、解しての意見である。

二、訓練上の注意

- 一、國民的志操の訓練に、重きを置くこと。
- 二、公衆道德作法の訓練に、力を入れること。
- 三、全人類愛の訓練をなすこと。
- 四、富の蓄積と消費とに對し、正當なる見解を持たしめること。
- 五、勤勞の美風を養ふこと。

三、教授上の注意

- 一、修身科に就いて イ、國民思想の涵養に力めること ロ、外國人に對する德義を、充分に心得しめること
- 二、公衆的德義作法を、徹底的に指導すること ニ、金事に對する、正當なる理解を與へること

と ホ、勤勞の道德的意味を、充分に知らしむること ヘ、在外邦人の長所短所につき、適宜説話し批判して、聞かしめること。

- 二、歴史科に就いて イ、我國體の特質を十分に知らしめること ロ、我國の祖先が積極的精神に富み、中には海外雄飛の壯圖を企てたもの、少くなかつた事
- 三、地理科に就いて イ、我國貿易に關する事項、我國と諸外國との交通に關しては、十分注意して重く取扱ふこと ロ、一般に外國地理を重視し、特に産業貿易交通等の事項に、重きを置くこと ハ、諸外國と我國との關係、及我地方との關係を詳説すること ニ、我國人我縣人我郷土人の、活動しつゝある地方に就ては、その狀況を詳説すること ホ、外國地理に附隨して、その國々の沿革を略説すること。 ヘ、歐米各國の殖民地、開發の沿革、並に殖民地に於ける本國人の活動狀態を參考として適宜聞かしめ、又努めて外國の人情風俗を、理解せしめること。
- 四、外國語について イ、外國語（今日の處では先づ英語）を確實に教授すること、而も最實用的方面を重んじ、會話と筆記とに力を加へること ロ、外國語教授の際、努めて外國の人情風俗に通ずるやう導くこと。

四、設備上の注意

- 一、つとめて其地方と關係深き、諸外國の參考品を蒐集し、陳列縦覽せしめる設備を作ること。
- 二、在外國卒業生からの書信は、之を保存して置き、適富な機會を見て、生徒兒童に讀み聞かせ、又は讀ましめること。

五、其他の注意

一、外國へ渡らふとする者に對して、學校は特に本人の希望に應じ、或は勸奨して準備教育を施すこと。

其五

田並尋常高等小學校長 堂 西 富 吉

一、緒 言

前以てお断りをする。當村は戸數四百五十餘人人口二千百餘、熊野灘に沿ふた一農村である。耕地百町餘、純農は極少數で、半農半商半漁といふ有様、生産は少い所から、四十餘年前より海外出稼が始まり、一時は随分盛であつたやうだが、今では三百餘名、主として北米布哇濠洲に行つてゐる。一時的出稼もあれば、行つたまゝ三十年も歸らない、永久的移住者もあり、年々十數萬圓を送金するやうに聞てゐる。村内に青壯年の男子は僅少で、婦女が甚だ多い。昨年の夏横井博士は縣設講習會で、出稼地に於ける、風俗の不良を説かれたやうだが、此の村では男女共風俗は恐らく正しいと思ふ、又婦女のよく勤勞することは、他地方の比でなく、農事は勿論普通の工事なども、大抵は女の手で行はれる。近年生活は一般華美に向つたが、夫れでも勤勞といふ点には、少しも變化がないから、まだ心強う思ひます。一般に教育には熱心で、小學校の尋常科卒業後、廢學するものは殆どなく、大抵進で高等科に入り、猶ほ之を卒ると直ぐ、女子は補習學校へ通學するが、男子は待ち兼ねてゐたやうに渡航をなし、又残つた男子も二三年後は、殆ど内地に居ない様である。以上の有様で幾分他町村と變つてゐるやうに思ふから、私は經驗の少い（赴任以來約半年）のを顧みず、當村の情勢から推論して、左に愚見を申上げる事にした。

二、殖民教育と教師

270
13

大正十一年七月卅一日印刷
大正十一年八月八日發行

發行所	和歌山市舊城内
編輯人兼	由比 清三郎
印刷人	藤井 駒次郎
印刷所	爲森商店印刷部

和歌山市久保町一丁目二十九番地
和歌山市新堀四丁目十一番地
和歌山市久保町一丁目二十三番地

終

